

子ども・子育て支援調査特別委員会会議録

1 開会年月日

令和7年2月17日（月）

2 開会場所

第一委員会室

3 出席委員（10名）

| | | |
|------|-----|------|
| 委員長 | 板倉 | 美千代 |
| 副委員長 | 高山 | かずひろ |
| 理事 | ほかり | 吉紀 |
| 理事 | 山田 | ひろこ |
| 理事 | 宮本 | 伸一 |
| 理事 | 金子 | てるよし |
| 理事 | 浅田 | 保雄 |
| 委員 | 吉村 | 美紀 |
| 委員 | 豪 | 一 |
| 委員 | 上田 | ゆきこ |

4 欠席委員

| | | |
|----|----|---|
| 理事 | 西村 | 修 |
|----|----|---|

5 委員外議員

| | | |
|----|----|----|
| 議長 | 白石 | 英行 |
|----|----|----|

6 出席説明員

| | |
|--------|---------------|
| 丹羽 恵玲奈 | 教育長 |
| 多田 栄一郎 | 子ども家庭部長 |
| 栗山 仁 | 児童相談所開設準備担当部長 |
| 吉田 雄大 | 教育推進部長 |
| 渡部 雅弘 | 生活福祉課長 |
| 篠原 秀徳 | 子育て支援課長 |
| 富沢 勇治 | 子ども施策推進担当課長 |

| | |
|------|---------------|
| 奥田光広 | 幼児保育課長 |
| 足立和也 | 子ども施設担当課長 |
| 大戸靖彦 | 子ども家庭支援センター所長 |
| 佐藤武大 | 児童相談所開設準備室長 |
| 大塚仁雄 | 保健サービスセンター所長 |
| 熱田直道 | 教育総務課長 |
| 中川景司 | 学務課長 |
| 鈴木大助 | 児童青少年課長 |
| 木口正和 | 教育センター所長 |

7 事務局職員

| | |
|--------|---------|
| 事務局長 | 佐久間 康 一 |
| 議事調査主査 | 下 笠 由美子 |
| 係 員 | 玉 村 治 生 |

8 本日の付議事件

(1) 報告事項

- 1) 子育て支援計画の最終案について
- 2) 令和7年度4月保育園等入園児の申込状況について
- 3) 令和7年度文京区立幼稚園入園児の申込状況について
- 4) こども家庭センター機能の強化と実施体制の整備について
- 5) ヤングケアラー支援における事業の拡充と体制の強化について
- 6) 育成室及び都型学童クラブの新規開設について
- 7) 白山東児童館改修工事に伴う対応について

(2) 一般質問

(3) 研究会

「若者の参画のための政策と実践」

講師 日本福祉大学社会福祉学部講師 両角 達平 氏

(4) その他

午前 9時57分 開会

○板倉委員長 おはようございます。ちょっと時間前ではございますけれども、おそろい、皆

さんおそろいですので、ただいまから、子ども・子育て調査、子育て支援調査特別委員会を開会いたします。

委員等の出席状況ですが、委員につきましては、西村委員が病気療養のため欠席を、欠席です。

理事者につきましては、関係理事者の出席をお願いしています。

なお、報告事項1に関する理事者として、渡部生活福祉課長に、そして、報告事項1と4に関連する理事者として、大塚保健サービスセンター所長に御出席をいただいております。

○板倉委員長 理事会についてですが、必要に応じ協議して開催したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○板倉委員長 ありがとうございます。

○板倉委員長 研究会についてです。

既に御案内のとおり、本日は、「若者の参画のための政策と実践」というテーマで、午後3時から、日本福祉大学社会福祉学部の両角達平講師からお話を伺います。研究会を開催いたします。

その際、議会広報のため、写真撮影をさせていただくことを御了承いただきたいと思えます。

○板倉委員長 本日の委員会運営についてですが、理事者報告が7件です。課ごとに報告を受け、質疑は項目ごとといたします。次に一般質問、一般質問を午後2時まで、2時まで、最大2時半頃までに終了したいと思います。研究会は午後3時から、その他といたしましては、委員会記録について、令和7年5月の閉会期間中における継続調査について、令和7年6月定例議会の資料要求について、そして閉会、以上の運びにより本日の委員会を運営していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○板倉委員長 ありがとうございます。各委員及び理事者の皆様には、質問・答弁など簡潔明瞭に行い、本委員会が円滑に運営されますように御協力をお願いいたします。

先ほども言いましたけれども、本日、特に報告事項が7件と一般質問ということで、最大

午後2時ですが、若干、2時20分、半までには終わらせていきたいと思っております。3時には終了する必要がありますので、ぜひよろしく願いいたします。

なお、議員・理事者ともに、資料はデータのページ番号を指定することとなっておりますので、右下のページの通し番号がある場合は、そちらを御指定くださるようお願いいたします。

○板倉委員長 それでは、理事者報告に入ります。

子ども家庭部子育て支援課から1件です。

報告事項1、子育て支援計画の最終案についての説明をお願いいたします。

篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 おはようございます。資料第1号を御覧ください。子育て支援計画の最終案についてということで、御説明いたします。

1番目のところですが、こちらは、地推、地域福祉推進協議会と子ども・子育て会議及び地域福祉推進協議会子ども・若者部会で議論された経緯を記載してございます。

2番目の子育て支援計画（中間のまとめ）のパブリックコメント及び区民説明会等の実施結果でございますが、(1)番のパブリックコメントは、こちらにお示しのとおり期間に実施しまして、募集結果は54人の方から137件の御意見をいただいたところでございます。

(2)番目の区民説明会は、平日夜間と日曜日の2回開催しまして、参加人数等はお示しのとおりとなっております。

(3)番目、子ども向け、これは初めての取組でございますが、この子育て支援計画の最終案について、中間のまとめにつきまして、お子さん向けに資料を作成し、パブリックコメントと同じ期間、募集をいたしました。そして、募集結果としては、161の方が160件の意見・感想をいただいたところでございます。

そして、(4)番目の、この結果を受けた区の見解について、次のページ、2ページ目から順番に記載がございますので、お目通しいただきますようお願いいたします。まず、パブリックコメントの意見、お子さんからの意見、で、区民説明会での意見という形でまとめてございます。

3番目の子育て支援計画の（案）ですが、後ほどお示しをいたします。

この策定につきましては、4番目にありますとおり、令和7年3月に冊子として印刷をし、納品する予定でございます。

それでは、別紙2、中間のまとめを御覧ください。ページ数にしまして、ちょっと章立てで御説明しますが、58ページからが、59ページからが子育て支援計画ですかね、ということになります。まず、65ページを御覧いただけますでしょうか。65ページは、第1章としまして、計画策定の考え方ということで、この計画を形どる、彩る、全てのことを含むということで、この基本的な考え方をお示ししてございます。

次に、83ページを御覧ください。83ページには、第2章としまして、この計画を策定するに当たった基本理念と基本目標を記載してございます。

次に、86ページ、あ、ごめんなさい、87ページを御覧ください。87ページが、子どもと子育て家庭の現状ということで記載をさせていただいてございます。

ここで、資料90ページと91ページを御覧ください。90ページには、(4)番、合計特殊出生率及び出生数の推移ということで、こちら、中間のまとめから最終案に変えるに当たって、令和5年度の合計特殊出生率と出生数の推移を追記してございます。また、91ページを御覧ください。91ページ、このページは、中間のまとめまでは有配偶出生率という表現を用いて、その取り上げた理由を記載しておりましたが、この表現を改めまして、婚姻している女性に対する出生数の割合の推移ということで、その説明を追記してございます。他区、国や都と比べて、文京区においては、婚姻している女性に対する出生数の割合の推移がかなり高い位置でおりますので、単純に出生数、合計特殊出生率や出生数の低下のみならず、それ以外のこういった要素も踏まえながら、子ども・子育て支援施策を展開する必要があるというふうを考えてございます。

次に、121ページを御覧ください。121ページからは、第4章としまして、この最終案に必要な主要項目及びその必要性について記載をしてございます。

そして、第、136ページを御覧ください。136ページからは、第5章としまして、具体的な計画事業を記載してございますので、御覧ください。その中で、大幅に変えたところだけ申し上げます。

166ページを御覧ください。166ページには、青少年の健全育成と自主的な活動の支援ということで、一番上段の3-2-1の中高生の居場所の確保につきましては、b-lab（ビーラボ）の記述に加えまして、今年度、御報告をしたと思いますが、創業支援施設であるインキュベーションオフィス「GROWTH（グロース）飯田橋」に関連したスタートアップと関連して中高生専用の居場所を実施するなど、という記述を追記しておりまして、5か年の計画事業にもその記載をさせていただいております。

第6章の213ページを御覧ください。213ページは、子ども・子育て支援事業計画ということで、その考え方やニーズ量の見込みの算定方法等を記載してございます。

この中で、232ページからを御覧いただきたいんですけども、232ページには、(16)番としまして、児童育成支援拠点事業を記載しております。こちらは、養育環境に課題を抱えるお子さんの居場所ということで、これを新たに国から拠点を実施するよというこの通知もございまして、それを踏まえまして、現状及び取組の方向性として、その記述の一番最後にあるとおり、この本計画期間、令和7年から11年の間にこの事業を実施するということで明記させていただきました。

また、233ページを御覧ください。こちら、(18)番の乳児等通園支援事業ですね、こども誰でも通園制度につきましては、まだ国からのニーズ量の算定式がまだ来ておりませんので、現状及び取組の方向性につきましては、記述という形での記載とさせていただきます。

そのほか、大きく変わった記述につきましては、ページとして、57ページですかね、に横の表で記載をしておりますので、これを併せて御覧いただければと思います。

区としましては、これを最終案として、この議会のほうで御意見諮りながら最終案をまとめ、3月末までに策定してまいります予定でございますので、よろしく願いいたします。

説明は以上です。

○板倉委員長 ありがとうございます。

それでは、御質疑ある方。

山田委員。

○山田委員 おはようございます。今日は時間がないということで、私も端的にお聞きしたいと思います。

内容一つ一つはここですることではないと思いますので、全体のところからの、まず、ちょっと感想なんですけれども、今回のこのパブリックコメントの御意見も読ませていただきました。本当にたくさんのいろんな意見があって、やったことの意味というのはすごくよかったなど。あと、今回、その回答がとても丁寧に回答されているところに、本当にそこもすばらしいというふうに思いました。各所管の皆様方が回答されていると思うんですけども、本当に区民に寄り添って回答してあげているという観がありました。お疲れさまです。

今回の、このいろんな出てきた区民からの御意見というのは、それぞれの所管のところにあるわけなんですけれども、子育て支援課でこういったことをやった上で、これはもちろん各所管のほうにこういう意見があったということで飛ばしているというふうに思っているわけなんです。

よね。そこは横串を刺さなければいけないということで。

それと、あと、私がちょっと思いましたのは、せっかくこれだけの御意見が出てきているものを、これ文章でまとまっているわけですけども、例えばデータとして分析することもできたりするんですが、そういったものというのは、多分、ここにはないから、ない、ないのかなって。そこだけ、はい、すいません。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 今回、もちろん、当然、パブリックコメントをとって、その区の意見をまとめるに当たっては、所管課と連携をしまして回答したところでございます。

また、この今回のパブリックコメントは、ほぼ文書での御意見ということですので、統計等はちょっと、今、取っていないということでございます。

○板倉委員長 山田委員。

○山田委員 私がアドバイスするのも変なんですけど、Googleフォームでアンケートをとると、これはそういうものでやってないですよ。Googleフォームでアンケートをとると、もう何も、転記も何もする必要なく、最後、テキストマイニングというソフトがあるんですけども、それにのっけて、文章から、例えばどういうキーワード、例えば、ボールの使える広場とか、何かキーワードから拾って行って、それが例えばどのぐらいの人たちが、どんな年代の人が言っているのかとか、いろんなそのデータを分析する、そういうのがあるんですよ。なので、今後、この手で入力して書いたりとかというのではなくて、そういった手法でまたやると、答えるほうも、回答するほうも楽なのかなというふうに思いましたので、そこだけ、はい、意見を言わせていただきます。

○板倉委員長 よろしいですね。

上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。最終案、おまとめいただきまして、誠にありがとうございます。お疲れさまでございます。

このパブリックコメント、本当に網羅的に御意見いただいまして、私も拝見してとても参考になりました。こういうことを、この計画を修正するだけではなくて、実際に子育て支援の事業を行っていく上で気をつけていかなければならないことだなというふうに感じました。

例えば、幾つかね、あった中で、例えば3ページとか4ページとか最初から始めていくと、例えばスマホアプリとかワクチンナビとか、こういった子育てDXの部分については、さら

に書き込みが必要ですねというふうに本委員会で意見がありまして、それで書き込みをさせていただいた部分についてもパブリックコメントがあって、ああ、やっぱり、そういったところは中間のまとめまでに修正していただいているよかったですし、それに基づいて事業を行っていただきたいというふうに思っております。

あとは、気になるところは、非常に障害児をお持ちの方、保護者の方からのパブリックコメントすごく多いですので、そういう意味では、障害者・児計画だけではなくて、子育て支援計画の中で、そういった障害児を育てていらっしゃる家族の方が安心できるような、そういった子育て支援計画になるようにしていかなければならないだろうというふうに思います。そういう意味で、今日は保健サービスセンター所長はおいでになっていますけれども、障害福祉課長がおいでになっていないということで、教育センターの所長がいらっしゃいますので、児童発達支援に関する内容など、子育て支援計画の中で書かれている内容がしっかりと事業として行われていく、そして、障害者・児計画と連動しながら、障害者・児計画だけではなく、子育て支援としてインクルーシブにもっとやってくださいというような御意見もかなりありますので、事業を展開していただきたいと思いますと思うのですが、そこについてはどのようにこの最終案のまとめについて気をつけられたのかとか、また、子育て、子ども・子育て会議でどのような御意見があったのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○板倉委員長 木口教育センター所長。

○木口教育センター所長 今回のパブリックコメントでは、私どもの事業に関する御意見も多くいただいております。今、教育センターでは、児童発達支援センターのほうでの集団療育、法内の集団療育、また、障害児相談支援事業、さらには自主事業としての相談業務及び個別療育について、さらには保育園とか幼稚園とかへのアウトリーチ含めて、個別の相談からそういう園の先生方の支援を通じて、個別の課題の解決と、あと広い意味でのインクルーシブの実現に向けた支援をやっているところでございます。

今回、御意見いただいた中で、対応可能なものと、ちょっとすぐには対応不可能なものはございますけれども、いただいた意見についてはきちんと現場で受け止めて、また来年度以降もしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 インクルーシブな支援というか、子育て支援ということについては、育成室についても意見があったかと思いますが、そちらについても、もちろんお答えいただいておりますけれども、当然、今後、パブリックコメントでお答えになったように、インクルーシブにお

進めいただけるというふうに思っております。

○板倉委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 育成室、これから増えて58か所になりますけれども、民営も直営も含めて、必要な研修等、研究等は行っておりますので、引き続き、障害児にも配慮された育成室の運営には努めてまいりたいというふうに考えております。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。あとは、先ほど山田委員がおっしゃったように、この子育て支援計画の中で全て完結しないような課題もあるかというふうに思います。包括的性教育の問題ですとか、ふれあい教室をもっと、一、二年生もというお話ですとか、それから、タブレットを早く更新してくださいというお話ですとか、それから、公園を増やしてくださいというお話など、この辺については、しっかりと子育て支援としても取り組まなければならない問題でありますので、お進め、それぞれの所管にきちんとつなげて進めていただきたいというふうに思うのですが、そこは、この子育て支援計画の中で進捗管理できないものなのかどうかお聞かせいただけますでしょうか。子ども、子ども・子育て会議などを通じて、この子育て支援計画の中に盛り込めなかったとしても、進捗を管理したいとか、こういった課題があるということを確認しながら、適宜、確認できるような仕組みがあったほうがいいのではというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 子ども・子育て会議の運営のやり方というところになるかと思いますが、様々な区民委員の方からの御意見もいただきながら、区としても、今、委員会でいただいたような御意見を踏まえつつ、検討課題としてまいりたいと考えてございます。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 特にこの特別委員会に入っていないような所管の、まあ、教育委員会は少し入っていますけれども、そういった部分については、進んでいるかなということを確認できるような場があるといいなというふうに思います。私たちも、今回、パブリックコメントを読ませていただいたので、保護者の方たちがこういう課題を感じていらっしゃるのだということ意識しながら、今後、子育て支援について考えてまいりたいというふうに思います。

あとは、7ページの例えば保育士さんとか幼稚園教諭さんの処遇改善の問題とか、こういったところも、この子育て支援計画の中ではないですけれども、取り組まなければならないですし、後の報告事項でもお話ししたいというふうに思います。

それから、白山東交流館についても建て替えが……じゃない、代替地が見つかったので、これもパブリックコメントに書かれていることができそうでよかったなというふうに思います。

あとは、19ページの児童相談援助担当課長ができたことで、19ページのところの、何を質問しようとしたっけ、社会的養護の部分についても、さらに手厚く児童相談所が4月から開設されますので、それとともに支援が進むんじゃないかなというふうに、社会的養護が進むんじゃないかなというふうに考えております。新たな組織についてですけれども、そちらについては、今回、子育て支援計画の中に入ってないですけれども、そちらの担当課長のほうは、主に一時保護所の所長さんみたいな形でお仕事されるのかなというふうに思うんですけれども、そちらの社会的養護を進めるという上で、どういった役割を果たされるのかお聞かせいただいてもいいでしょうか。

○板倉委員長 佐藤児童相談所開設準備室長。

○佐藤児童相談所開設準備室長 ただいまありました令和7年度の区児童相談所の開設に向けての組織体制というところで、とりわけ児童相談援助担当課長を配置いたしまして、今、また6年度末に向かったの開設準備を進めているところでございます。

また、ほかの委員会等でも、また御報告さしあげる機会があるかと思うんですけれども、とりわけですね、この社会的養護、特にこの里親に関する支援であったりとか、その開拓に関しましては、これから広域自治体の都から区の児童相談所になるに当たって、特にきめ細かく進めていかなければならない課題であると認識しておるところでございます。

今、委員からお話ありましたような担当課長のほうは、今、これから昼夜問わず運営される一時保護所についての業務もちろんなんですけれども、これからさらに里親も含めた児童福祉に関する業務についても、非常に専門的な知識と支援が必要になってくるというところでもありますので、来年度組織されます児童相談所長、それから、児童相談所副所長とともに、担当課長のところもしっかりと構成しまして、この業務をしっかりと進めていきたいと考えているところでございます。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。それから、いろいろDBSの話とかもこれから取り組まなければならないと思うんですけれども、37ページの有配偶出生率の部分のところのコメントですけれども、非常に共感する、いいコメントだなというふうに思います。様々な多様な考え方を持っている方たちがいらっしゃるということを考えながら、思想的に偏らないよう

な、そういった計画をつくっていかなければならないなというふうに思います。そういったことで、こちらについては、28ページから29ページ、修正されたということですので、今後多様な考え方を持たれた、持たれる、持っていらっしゃる区民の方を刺激しないような子育て支援計画が必要だというふうにと思いますが、いかがでしょうか。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 委員おっしゃるとおり、この今回の有配偶出生率という国がとっている、5年ごとにとっている統計でございますが、この言葉にかなり違和感を持たれた方もいらっしゃるということで認識しております。区としまして、この計画を載せるに当たって、この計画にこれを載せた意図としては、出生数が減少しているということや、合計特殊出生率の低下ということだけではない、文京区独自の子育て政策のために必要ということで記載をさせていただいたところでございますが、このように91ページの御説明をさせていただくことで、その意図が伝わるような形になったのかなと考えてございます。今後とも、そういったところにも十分配慮しながら、計画策定には意を用いてまいりたいと考えてございます。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。そもそも不要という御意見もありましたけれども、記述する書き方を少しトーンを落とすことで修正されたということで理解しております。今後とも気をつけていただければなというふうに思います。

それから、最後に、233ページの誰でも保育について伺いたいというふうに思います。こちら、本会議でも石沢委員が、石沢議員がお話をされていたかというふうに思います。その、今後の誰でも保育の在り方等がいまいち不透明な中で、この子育て支援計画を策定しなければならないということでありますので、その部分について、どのような考え方で、この子育て支援計画、最終的におまとめになったのかということをお伺いしたいというふうに思います。

また、結局、誰でも保育に向けて、石沢委員への答弁では、再来年度の8年度の実施に向けて、来年度、準備をされるということであります。また、東京都の補助についても、今回、補助の在り方が二階建てで出るということで、誰でも保育プラスのやり方をしなければならないということで、今、文京区がやっている定期的な預かり保育の形をどのように続けながら補助金を東京都から、まあ、どれくらい続くのか分かりませんが、もらいながら、いろんな方が使えるような、そういった制度にしていくのかということについて、今、お考えのことをまずお伺いして、この子育て支援計画の中でどのように記述されたのかをお聞きしたいと思います。

○板倉委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 こども誰でも通園制度につきましては、議員御指摘のとおり、令和8年度からの実施というところで、子ども・子育て支援計画の中では、その具体的な数値についての記載は今回については見送らせていただくというところでございます。大きな違いといたしまして、やはり未就園児定期預かりと誰でも通園制度で大きな違いといたしまして、やはり月10時間という時間の制度、それから実施施設について認可制度になるということ、そういったところが大きな違いとしてなっております。こころ辺につきましては、我々が令和5年度のモデル事業、その後、今年度、また来年度も実施予定でありますけれども、未就園児定期預かり事業をせっかく実施してございますので、こちらの実施形態をどのような形でこの誰でも通園制度に落とし込めるのかということについて具体的に考えていきたい。具体的には、やはり月10時間、こころ辺については上乘せが必要になってまいりますし、また、利用形態といたしましても、今は週1日、曜日を固定しての利用となっております、その使い勝手のよさというのも区民ニーズも捉えているところでございますので、こころ辺のニーズを捉えながら、反映させていながら、文京区のこども誰でも通園制度という形をつくってきたいというふうに考えてございます。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 石沢議員は広域利用等についても言及されていたかと思いますが、どういう課題を、今、考えていらっしゃるのか。幾つかあると思うんですけども、教えていただけますでしょうか。

○板倉委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 広域利用につきましては、令和8年度、給付制度となることで、全国共通で実施というところで、法制度上は可能となるというような説明は国からもあるところでございます。ただ、一方で、その自由度が高いがゆえに、各自治体でその実施形態についてばらつきがあるのかなというのが私の捉えでございます。したがって、現状、他区さんを受け入れてというところについての総量までは私どもとしてはなかなか考えづらいところではございますが、国の検討経過も含めまして、そこら辺についてもどのように対応するのか、今後の課題というところで認識しているところでございます。

○板倉委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。今回の最終案、取りまとめていただきましてありがとうございました。今回、パブコメを行っていただいて、54人から137件のコメントをいただい

たということで、拝見させていただきました。具体的な御意見や切実な御要望もあったかと思しますので、一つ一つここではお伺いしないんですけども、ぜひ今後の施策の充実に向けて検討していただきたいと思いました。よろしくお願いいたします。

今回、初めて子ども向けに意見聴取をしていただいたということで、私、これ拝見して、非常に感動しました。子育てを受けている当事者が、自分らのどういう子育て支援計画なのかというのを見て、それを意見を聞くということで、どのようなコメントになるのかなと思っていましたけども、本当に子どもたちが子育てのことや社会のこととか、また、未来のことを知って、考えてもらえるようなコメントがたくさんあったなというふうに思いましたし、中には将来に向けての決意の言葉もあったりして、私は本当に刺激的だったなと思いますし、よかったですと思いました。区として、こうしたコメントを受けて、よい刺激や気づきもあったのではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか、お伺いします。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 今回の子育て支援計画の中間のまとめのパブリックコメントに当たっては、区のパブコメ制度を参考に実施をしまして、子どもたちの率直な御意見や御感想を、オンラインを通じてですが、直接聞くことができたという機会かなと考えてございます。小・中学生のときから文京区の将来を考え、中にはよくしていきたい、協力していきたいという御決意も含めた建設的な感想がたくさん見られたことについては、我々事務局としましても、大変うれしく励みになったというふうに考えてございます。今後も、子どもの、お子さんの御意見をより大切にしながら、引き続き子ども・子育て支援施策のさらなる充実・推進に取り組んでまいりたいというところの決意でございます。

○板倉委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。同様な刺激があったと思います。文字、文字を拝見したんですけどね、本当に文字とはいえども、子どもたちが見えてくるような、そうした躍動感もあったというふうに感じたところでした。こども基本法が施行されて、こうした取組がさらに充実していければと思っておりますし、今も、子ども……、すいません、何だっけ、こどもの権利条例に向けて、様々な意見聴取もしていただいたと思います。

国、こども家庭庁が発出している、こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドラインというのをちょっと拝見したんですけども、様々な方法があって、様々なタイミングで実施することが重要であるというふうにあります。こうしたガイドラインも参考にしながら、意見聴取の在り方も研究をしていただきたいと思いました。今回は計画改定に当たっての意

見をお伺いしたんですけれども、例えば施策をスタートした後、定期的に意見を聞いていくということも必要なのかなと思いましたし、子どもたちに、自分たちの意見がどのように施策に反映されたかということも感じられるような、そうした取組も重要かと思いました。

様々な意見表明のやり方についてなんですけれども、現在、子ども、18歳未満については、こども権利条例の制定に向けて様々な場所で意見を積極的に聴取をしていただいているということです。今後はその施策として計画に反映していくことになると思うんですけれども、どのように意見表明を確保していくかということも計画に盛り込んでいく必要もあるのかなと思っています。この点については、文教委員会での議論が進んでいくのかと思っていますが、一方で、今後、子育て支援計画については、現在、実態調査をしていただいている若者計画と統合されて子ども・若者計画になる予定なんですけれども、18歳以上の若者の意見表明をどう確保していくかということも検討かと思っています。今回、本会議の代表質問の中で山本議員の質問に対しまして、今後、若者当事者から意見を伺う取組を実施するとありましたけれども、こういった取組になるのか御見解をお伺いしたいと思います。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 委員御指摘のとおり、子どもの意見と同様に、若者の意見をどう確保していくかというところは区としても課題として認識しておりまして、若者の方々は、現在、様々な媒体を利用して自分の意見を表明できる機会があるかなと考えております。ですので、今後、若者の意見を聴取していくに当たりましては、オフライン形式で直接対面し、御意見を発信していただくやり方以外にも、様々なやり方があるかなと考えておりまして、時間や場所にとらわれず、自らのタイミングでオンラインで意見を発信できるやり方もあるのかなと考えております。で、次年度の若者の意見聴取におきましては、基本、オンラインを活用して若者の方から御意見を聞き、計画の策定を進めていくことを考えてございます。

また、計画策定後については——いや、まず一旦そこまでにいたします。

○板倉委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。オンラインを活用するというのは、確かに若者のいろんな生活スタイルからしたらいいのかなと思います。様々な意見の聴取のやり方があって、今、おっしゃったようにオンラインとか、今回、パブコメ、また、アンケートや審議会、協議会を持つとか様々ありますし、先ほど言ったように、メリット・デメリットそれぞれあるかと思いません。豊島区のように、常設した子ども議会、子ども・若者議会というのを設置しているところもあるということです。文京区において、子どもの意見、子ども・若者の意見聴取につい

てどのように取り組むのか、総合的な仕組みとといいますか、グランドデザインといったものを検討していただくことが必要なのではないかなというふうに思います。

東京都町田市が先進的な取組ということで、子どもに優しいチェックリストという取組で、全庁にわたる子ども・若者の意見の聴取の状況を確認しているというこの記事、記事を見ましたんですけども、こうした先進自治体の取組も参考にしながら、区としての子ども・若者の意見聴取のやり方、検討していただきたいと思いますが、お伺いしたいと思います。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 子ども権利においては、今、こどもの権利推進リーダーという形で募集をかけて、その方々で議論をしつつということですが、若者に関してはまだ、令和7年度に行う若者の意見聴取する機会の実績を踏まえた上で、どういうやり方がいいかというのは、今後、考えていきたいなと思っております。令和8年度以降、若者の計画が策定された折には、若者の意見発信の機会を盛り込むことや、その手法については、関係所管課を交えまして協議をしつつ、また、オフラインの立場であれば、匿名という形もあり得るわけですから、匿名で一方向的に発信するだけではなくて、自らの責任、発言に責任を伴う意見として聴取できるような工夫も凝らしながら検討していきたいというふうに考えてございます。

○板倉委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。そうですね、様々な手法を検討していただきたいと思います。おっしゃったように、オンラインのいいところ、また、デメリットもあると思いますので、よく検討していただければと思います。

最後に、ちょっと一つだけ具体的なお話なんですけど、質問なんですけど、177ページに、（仮）児童相談所が関わる子どもの意見表明等支援事業というのが計画の中に書かれていて、今回、松丸議員の本会議の質問の答弁で、子どもの意見表明等支援員、それから子どもの権利擁護調査員というのを配置するというふうに答弁がございましたので、この点について具体的になっているのであれば、計画に書き込んでいってもいいのではないかと思ったんですけども、いかがでしょうか。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 PDF177ページの児童相談所が関わる子ども意見表明等支援事業ということで、こちら、また児童相談所ができるとともに、区としては、松丸委員への答弁で申し上げたとおり、子どもの意見表明支援員と子どもの権利擁護調査員の二つの機能を持た

せまして、これを実施していくということでございます。この部分、確かにおっしゃるとおり、177ページのところでは、この記述が少し足りてないようなという気もいたしますので、これについてはしっかりとその表現も尽くしてまいりたいと考えてございます。

○板倉委員長 関連ですか。

（発言する人あり）

○板倉委員長 じゃあ、短めにお願いします。

○上田委員 その子どもの権利擁護委員についてですけれども、最初、松丸委員ももちろんお聞きになっていましたし、浅田委員からも聞いていただいていたいて、答弁としては、独立性のある公的な第三者機関を想定しているというふうに書かれて、この書き込みは確かに不十分なものというふうに感じますけれども、どのくらい独立性のあるものを想定しているのか伺いたいと思います。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 先ほど、今、答弁申し上げました子どもの意見表明支援員と子どもの権利擁護調査員については、原則、一時保護所に収容されているお子さんに向けた、児童相談所とは独立した機関で行うということで、こちらの方々は原則、弁護士の方を想定して、今、事業を構築、を計画しているところでございます。また、子どもの意見表明の部分とはまたちょっとこれは異なる仕組みでございます。

○板倉委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 名前がすごく似ていまして、先ほどお話のあった児童相談所に関わる場所での子どもの意見表明等の支援というお話なんですけれども、さっきおっしゃられたところは、恐らく権利条例のほうの推進体制のほうで、子どもの権利擁護に取り組むというところがありました。なので、前半の話はどちらかというと相談所と関わる場所に関してフューチャーしたものでございまして、私のほう、私のほうで進めているものが、もっと広く子どもの権利全般に関わるようなものでございます。それで、それぞれがちょっと答弁があったわけなんですけど、それで、こどもの権利条例のほうの相談救済機関に関しては、今、条例自体、大体70近くの団体が持っているというところでございまして、50団体ぐらいがそれに基づいて相談救済機関をつくっているところでございます。それで、いずれもつくり方としては、条例とか施行規則等で公的な第三者機関という位置づけで、区の附属機関だよというところで、子どもの権利擁護委員とかオンブズパーソンという名称で委員を置いていて、子どもからの相談を受けたりしているというところでございます。23区でも6区が既にそういったも

のを持っておりまして、各区の条例で権利擁護委員の独立性とか委員の意見を尊重する、そういうことを位置づけているところがございます。本区といたしましても、これから検討を進めていくんですが、こういった先行自治体の事例を参考に、子どもたちが安心して相談できて、場合によって救済につながるような体制を検討していきたいと、いきたいと考えているところがございます。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。一時保護所に置かれる子どもの権利を保護する部分の弁護士さんに頼む部分とまた別に、独立した子どもの権利の救済機関をしっかりと独立性を持って設置する予定であるというふうな理解で、これからその設立に向けた動きを注視してまいりたいと思います。ありがとうございました。

○板倉委員長 吉村委員。

○吉村委員 おはようございます。子育て支援計画の策定、お疲れさまでした。皆様も言っていたと思うんですけど、視覚的にも今回分かりやすく作成していただいております、区民の方にも内容が伝わりやすくなっていると思います。なので、策定後の周知についても、区民の方がよりアクセスしやすいような環境整備をよろしく願いいたします。

そして、質問なんですけれども、子育て支援計画の中間まとめについて、先ほど宮本委員も言っていましたけれども、子ども向け概要版を作成していただきありがとうございました。これ14ページにすごい要約してあって、結構工夫が、重層的支援体制整備事業についても、文京チームで丸ごと支援というフレーズを使っていたりとかして、すごい分かりやすいなど……。

（「それにすればいい」と言う人あり）

○吉村委員 そうそうそう、とか思ったり、あとDXという言葉も、上田委員とか私も言わせていただいていたんですけども、こちらにも概要版でも入れていただいたり、説明も入れていただいたりと、要所要所をちゃんと押さえるところは押さえて、図表とか、あと大きめに、文字も大きめで、写真も結構ふんだんに使ってあったので、すごい分かりやすかったかなと思うんですけども、子どもたちからの感想も、グラフや写真等があり内容が分かりやすかったとかも意見が多かったですし、文京区の取組について、子どもの皆さんが意見を述べる機会の創出というものに、ほかの方も述べていましたけれども、つながったと思っております。

そこで、子育て支援計画の最終版についても、こういった形で最終版が仕上がっているの

かということ、子ども向けの概要版を作成していただきたいと思っているんですけども、お考えをお聞かせください。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 委員おっしゃるとおり、今回、子ども向けの中間のまとめのパブリックコメントにおいて、子ども向けの概要版を作成したというところで、この効果もあったのかなというふうに考えてございます。当然、今回、最終版が完成して計画策定に至った折には、冊子という形は、今、考えておりませんが、ホームページ等で子ども向けの概要版を作成しまして、おおむね小学校4年生以降の方々が判読できるレベルのものを作成し、計画の策定を分かりやすく御説明していきたいというふうに考えてございます。

○板倉委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。今、最終版についても、小学生4年生以降の方が、に向けてインターネットで配布されるということで、私もこの時代で紙媒体にこだわることもなく、インターネットのほうがより気軽に見ることもできますので、そういった取組すごい重要かなと思うんですけども、ただ、最終版をもし作成していただく場合なんですけれども、今回、子どもさんの、の皆さんの意見によると、先ほど述べたように、分かりやすかったという意見がある一方、難しかったという意見も多数寄せられておりまして、なので、それらの意見も踏まえて、よりよい内容、より分かりやすい内容にしていきたいと思うんですけども、ただ、こんなことを私も言っているんですが、物事を正確に伝えるには、省略できないような部分というか、難しくなってしまうがちな部分というのはあって、それはあまりにもかみ砕いてしまうともものニュアンスが全く変わってしまうので、本当にそこは難しいところですし、今回のこの冊子はかなり工夫を凝らしていただいていると私も一読して、先ほど宮本委員も何か感動したとおっしゃっていましたが、ああ、こういう取組すばらしいなど、こどもの権利条例の策定の前段階として、こうやって子どもの意見の創出が、子どもさんがこの文京区を取組に関心に向けて意見を述べられるような機会の創出にもかなりつながっていると思いますので、ぜひ最終版については、そういった中間版の御意見として、資料とか図についての意見とかもあったと思うんですけども、そういったものを踏まえながら、よりよいものに策定していただければと思いますので、ぜひよろしく願います。

以上です。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 まず、一つは、資料の57ページで変更点が出ておりまして、そのナンバー1のところ、「また、」以降のところ、外国人住民やその家族に係る視点などを追記したというふうにあります。これについては、資料の66ページのところで、外国人等を含む全ての子どもの最善の利益を守れるよう、というようところが加筆されたところ、追記されたところなのかなと思うんですけども、この趣旨というのはね、やはり子どもという点で言えば、子どもの成長・発達を保障する保育、ないしは人格を完成させることを目的とする教育、または特別な配慮を必要とするようなお子さんたちの成長を保障する療育とか、そういう全般にわたって、外国籍の方も含めて最善の利益を守ると、子どもの成長・発達する権利があるという視点に立つということをしっかり明記したものだというふうに、一般的にはそういうふうに捉えるのが普通だというふうに思うけども、文京区ではそういう認識はあるかというのを確認をしたいというのが1点です。

それから、今回、たくさんのパブコメが137件ですか、寄せられ、お子さんたちからたくさん意見を寄せられたという、区民の皆さんの意見を寄せられたということには感謝したいというふうに思うわけなんですけども、この中で、ちょっと一個一個できないですけども、全般として不足していると。公園、緑、遊び場、それから放課後デイ、児童発達支援、水泳やスポーツ教室、それから保育園も地域性があるにしろ、いつでも入園できる環境、それから育成室などについても公設公営、直営でというようなことも出ておりました。こういうのは全体としてしっかり受け止めてやっていただきたい。

それで、公園という問題はこの委員会でも、この間、審議を繰り返す中で、私も言ったし、他の委員からも実態調査を踏まえてね、かなりの率、3割、4割ぐらいかな、出ていましたよね。どうしていくのかということで、ここ回答書かれていますけども、例えば新年度の予算案見ますと、例えば土木費というのは例えば減っているんですよ。全体15%増の一般会計の中でね、土木費減っているんですよ、5.5%、前年比ですけどね。子どもの予算で子ども家庭部で見ると11%ぐらいの伸びに、全体15%の中で見るととどまっているというのは、数字上は言えたりするんですけども、こういうニーズを充足させていくという点では、当然、全体としての予算的な措置というのは求められるし、財源確保という点でも必要になってくると思うんだけど、その点についてはどういうふうに全体として考えているのかというのを聞きたいと。不足の問題では、環境観察会とかね、そういうものも含めて出ておりましたので、全般にわたるんですけども、そういう問題意識で聞くと、どういってお答えをいただけるのかというのが2点目。

それから、このパブコメの中では、経済的な負担の軽減という問題もかなり出され、具体的に幾つか出されていきました。育成については、育成と都型の比較というのがされておりますので回答書かれておりますけどね、私が聞きたいのは、放デイの利用について所得制限を撤廃してほしいというお答えで書かれているんだけど、現時点ではね、これでいきますということなんだけども、具体的にここでは、年間当たり放デイの所得、利用負担というのは1割です。所得に応じた軽減策はあるというんだけど、実際の区の歳入額というのは年間当たり幾らぐらいになっているんですか。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 今、大体お話を踏まえて、全体的なお話かと思うんですけども、この計画最終版のもう第1章、第2章、第3章、第4章のところに、我々が考える子育て支援の在り方全てが表現されていると思っております。これに伴って、各事業課なりが予算措置を行っていくということでございますので、その部分については、また、区の大きな動きの中で子育て支援としてどうやっていくかというところは、この計画の中でしっかりと落とし込んでおりますし、今、委員がおっしゃった様々な課題においても、この課題を認識しているからこそ、この子育て支援計画のそれぞれの事業の中でしっかり進めていくと、必要があれば中間年度のところで見直しをしていくという意図で考えているところでございますので、御理解を賜ればと思います。

○板倉委員長 予算、予算の問題について。

○篠原子育て支援課長 また、予算に関するところでございますけど、全体を見れば増減あるかと思いますが、これ、この部分は、それぞれの事業の、それぞれの事業において合算した形でありますので、当然、予算を大幅に増やしているものもあれば、削っているものもありますので、この部分についても、この場で一つ一つなかなか申し上げることは私の立場では難しいですけれども、引き続き子育て支援については、しっかり必要な予算をかけて措置をしまいたいと、要求してまいりたいと考えてございます。

○板倉委員長 個別に答弁もらえますか。

（「放デイの歳入額……」と言う人あり）

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 一番最初に聞いた外国人を含む全ての子どもの最善の利益を守られるよということ追記したという部分については、やっぱり保育、教育、療育ぐらいまでの言葉でね、しっかり最善の利益、子どもの権利を守るんだと、保障するんだと。保障の内容はね、それは

ありますよ。今、財政的な様々な満ちてる、満ちてないという問題はあるんだけど、区の考え方として、保育、教育、療育などの分野全体、子ども・子育て施策全般にわたってね、外国籍の方も含めてこれはしっかりやるんだというものと、それはしっかり答弁いただきたいと思うんです。その点について。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 委員おっしゃるとおり、全ての区民の方々ですね、全てのお子さんが最善の利益を得られるための施策を打つのがこの記述でござい、この計画でございまして、当然にこの冒頭の計画の一番最初の部分に記載させていただいておりますとおり、多文化の部分も意識をしながら、区としては取り組んでまいりたいというところでございます。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 区内に外国籍の方がたくさん住まわれていると。そして、この方々は、住民登録のやり方が変わったとかということを取り出すまでもなく、地方自治法上もね、滞在者も区民だというわけですから、区民だということですね。ただ、その中で、様々なやはり課題が出ているというのは、私たちも住民の皆さんから声を寄せられて聞いておりますよね。だけど、子どもの権利については、こういう形でしっかり明記をすることでね、教育や保育や療育などについて必要な、支援が必要であればね、しっかりやっていくということで宣言したものというふうに私は受け止めて、これは理解をしておきたいというふうに思います。

最後に、放デイの自己負担のところの歳入額というのは、今日分からないようでしたら、後ほどね、令和5年度の方で構いませんので、お知らせいただきたいというふうに思います。そして、現時点ではということですから、これは早急に所得制限、こういう部分についてはなくしていくというのは私たちとしては求めておきたいというふうに思います。

以上です。

○板倉委員長 課長、いいですか、答弁。

篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 放課後デイサービスのことについては、所管課長がおりませんので、改めてお示ししたいと存じます。

○板倉委員長 多田——部長いい、いいですか。答弁それで。

金子委員、いいですか。

○金子委員 はい。

○板倉委員長 ほかり委員。

○ほかり委員 1点だけ。9ページのところからの放課後の居場所づくりに関してなんですけども、以前から御提案していたアクティの補食の提供に関して、浅田さんの一般質問の教育長の御答弁で、一部実施しますという御答弁あったんですけども、具体的にどこで何校ぐらいたるのかというのがあれば教えてください。

○板倉委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 アクティにつきましては、今年度、18時半まで延長した学校が全部で7校ございます。そのうちの2か所で試験的に実施をする予定ですが、まだこの2か所については調整中でございますので、決定次第、また御報告させていただきます。

○板倉委員長 ほかり委員。

○ほかり委員 ありがとうございます。2か所ということなんですけど、具体的にこれどういうふうに、どのようなものをどういうふうに提供するかというのは決まっているんでしょうか。

○板倉委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 流れといたしましては、保護者が事前に1か月分の利用日をウェブ上で申請をいたしまして、クレジットで決済を済ませて、補食提供の事業者が1週間分まとめてアクティに郵送して、それを受けてアクティを運営する事業者が、当日、補食を利用する児童に対しまして別室で提供する仕組みでございます。

○板倉委員長 ほかり委員。

○ほかり委員 ありがとうございます。このパブリックコメントの御意見にもあるんですけど、3年生までしか育成室行かれなくて、6年生まで延ばしてほしいというような御意見があったりとかして、4年生以降は——はい。

○板倉委員長 続けて。

（「ここでやるものじゃない……」という人あり）

○ほかり委員 じゃあ、もう終わります。今後の展開、2校でやってみて、今後、どういうふうにしていくのかというのがあればお願いします。

○板倉委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 まず、今、2校で試験的に実施をいたしまして、当然、いろんな課題が出てきますので、そういったものを整理をいたしまして、18時半まで延長している学校は、今、7校で、今後も増えていく予定ですので、そこには全ておやつが提供できるような展開にはしていきたいというふうに考えております。

○板倉委員長 ほかり委員。

○ほかり委員 ありがとうございます。毎年、新たなことで取組やっただいていて、これもどんどん拡充していけるように取り組んでいただければと思います。

終わります。

○板倉委員長 浅田委員。

○浅田委員 子育て計画、ここまでつくり上げていただいて本当にありがとうございます。感謝します。

でね、ちょっと、ただ、私がこの地域でいろんな町会であるとか、健全育成会であるとか、公園の清掃でも様々な地域で関わりの中で、ちょっとこの子育て支援計画の中で危惧することを1点だけ質問させていただきます。それは、子どもたちがこの文京区で学び、成長してね、教育を受け、この文京区にいる中で、非常に子どもの人権というものが本当に尊重されなければならないというふうに思うわけです。ただね、これはこれから私が言うことは非常に一部の例かもしれないけれども、ぜひ御検討いただきたいということです。

それは、端的に言えばね、子どもの声がうるさい、子どもの声がうるさいから、〇〇をするな、あれをするなという非常に強い声が、今、出されているのも私は事実だろうと思うんです。で、例えばということ言えば、以前ね、高山副委員長が取り上げられた、公園で子どもたちの、ちょうど広場のようになっているところで遊ぶことが声がうるさい、あるいはボール遊びするなというような声が出されて、結果としては、広場の真ん中に大きな植え木を置いてね、あるいはボール遊びはやめましょうとかという、何々はやめましょう、やめましょうというような文言を大きな貼り紙でしてあるというようなことで、子どもたちが本当にこれでいいんだろうかということが、実際に今、この文京区でも起きているわけですよ。

ちょっと遡りますけど、一時期、保育園が足りないという時期がありましたよね。そのときに、今は本当に御努力いただいて、ほぼ解決はしてきていますけれども、新しく設置するときに地域で説明会やったら、子どもの声がうるさいからという物すごい強烈な声があって、幾つも計画が頓挫したという事例はやっぱり残っているわけですよ。こうした事例は。私はいろんな声を上げている人たちも同じ文京区民ですから、そういう人たちをやっつけろとか排斥しろとかそういうことを言っているんじゃないかと、どう折り合いをつけていくのかということが私は必要だろうというふうに思う。だけれども、今、現実には、この計画の中でね、人権の尊重という子どもたちのことが言われている中で、強い、ある意味ちょっとクレームめいた声 came 来たときに、私たちがどう対処していくのかね、どう折り合いをつけていくのか

ということが、この子育て支援計画の中では私は問われてきているというふうに思うんですが、この辺についてのお考えをお願いいたします。

○板倉委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 今、公園のボール遊びとかの話がありました。公園の場合は小さなお子さんに対する安全管理みたいな観点もあるのかもしれないですね。ただ、地域には様々な方がお住まいで、本当に様々なお考えがあるものだと思います。保護者であったりとか、地域の方でもいろんな感じ方があるのかなと。それぞれの方がより快適に過ごすためには、相互理解といいますかね、そういったものとともに、地域全体で子どもを育てているんですよという共通認識がやっぱり欠かせないのかなというふうに思います。

区としても、例えば私の部署でいえば子どもの権利の啓発を通じて、全ての大人が地域全体で子どもを育てる必要性というのを子どもの権利として訴えかけていきたいなというところで活動しております。また、区のそれぞれの部署でも、各分野の事業とか取組を通じて、地域の相互理解の促進というのを引き続き進めていくことの中で、今、折り合いといったこともありましたけども、そういった、その地域がより快適な状態になるためにどうすべきかというところを探していくことになるのかなというふうに理解してございます。

○板倉委員長 浅田委員。マイク。

○浅田委員 本当にね、私は今、大切な課題じゃないか、私はそう思っているんです。ちょっと教育面でいってもね、これは私が聞いた範囲ですよ、聞いた範囲ですから、もし御意見あればいただきたいんですけども、例えば学校でね、校庭でテニスをやって、テニスのパーンという音がうるさいとか、あるいは校庭でバスケットボールをやるとね、ボンボンという、とかうるさいとか、あるいは、吹奏楽の練習するに当たってね、音楽室でやればパートごとの練習になるんだけど、合同演習を体育館でやったらクレームが、クレームというか、うるさいという声が入るといようなことを伺っています。

だからといって、じゃあ、無視してやれとか、そういうことにはもちろんならないと思うんですね。どう私は共存というか、私たちの教育、子どもたちの教育の場を守りつつ、そして近隣住民の方にどう御理解をいただくかということが必要になってくるように思うんですよ。だから、さっき言った子どもたちの遊びの場であったり、あるいは教育の場であったりしても、私はきちんと区民の方に理解をいただきながら、いただきながら、どう共存していくか。この文京区の未来を担う子どもたちの権利を守りつつ、その子たちがもう本当に健康的な生活を送れるかというふうに考えていく、それが子育て支援計画の中に私は盛り込ま

れていただきたいというふうに思っているんですが、何かあれば。なければいいですけど。

○板倉委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 こちらの対応について、この計画の中に具体的に盛り込むというところはなかなか難しいところはあるのではないかなと思ってはいますが、実際、学校というところで言いますと、やはりイベント、運動会等とか、そういったことを実施する際、そういうのも含めて、学校のほうで丁寧に近隣の方に御挨拶をしたりというようなことをやっているのは事実としてございます。

私が聞いている限りにはなりますけども、そういった中で、特に校長、副校長、異動等もあって、新しく赴任してきた際とかでも、そういった御挨拶、日頃からの関係性ということによって、そういったことをやる際にも徐々に御理解をいただいてというようにお話は実際に校長等からも聞いたりはしております。ただ、全ての方がそれで納得をしてくれるということでは、委員おっしゃるような部分もあるとは思いますが、やはりそういう地道な地域の中にある学校というところで、地道な活動を続けるということによって相互理解というものが深まっていて、むしろそういった行事にも協力いただいたりというようにところに到達できれば、我々としてもいいこと、ありがたいことだとも思いますし、そういった行動を続けていくということが、まあ、地道ではありますけども、解決に向けた方法なのではないかというふうに認識はしております。

○板倉委員長 浅田委員。

○浅田委員 終わります。今ね、相互理解という、ああ、私もそうだなと思うんですけども、やっぱり必要だろうと思うんですよね。今ね、本当に難しいなと思ったのはね、例えばお祭りってありますよね。お祭りで、子どもたちの子どもみこしであったり、山車を引っ張ったりするね、太鼓を叩いたりする。子どもたちがこうやっているわけじゃないですか。そこに、うるさいとかという声が入って、入るわけですよ。まあ、そんなに多くはないですよ。本当に少ないですよ、件数はね。だけれども、なかなか、じゃあ、そういう声をね、子どもたちに伝えられるかって言ったら、難しいんですよね。それはもうそういう問題じゃない。やっぱり地域の誰もが参加できるようにということで、ぜひ御理解を願いたいということでその場は終わらせるんですけども、ただ、一方的にね、えーい、そんなの一部の声だということでは、私はもう済まなくなってきたというのも感じているんです。ですから、ぜひ文京区が新たにこの子育て支援計画をつくるに当たって、本当に様々な声も受け止めつつ、議論して問題を解決をしていくという、それが文京区の子育ての大きな柱になっていただ

たらということを書いて、終わります。

○板倉委員長 いいですか、それで。

それでは、以上で報告事項1を終了いたします。

続きまして、子ども家庭部幼児保育課から2件です。

報告事項の2、令和7年度4月保育園等入園児の申込状況について、報告事項3、令和7年度文京区立幼稚園入園児の申込状況についての説明をお願いいたします。

奥田幼児保育課長。

○奥田幼児保育課長 それでは、昨年11月に申込みを受付開始しまして、選考手続を行いました4月入園の一次募集の申込み状況となります。

項番1、今年4月入園分と、項番2、昨年4月入園分の申込み状況を比較したものでございます。今年4月入園分から、国の方針により、全自治体で入園申込みの制度が一部変更になりました。例年お示ししている表を今年分は一部変更しまして、表の見方に関わってまいりますので、まずは変更点について御説明いたします。

表の下が一番下、四つ目の丸の部分を御確認ください。育休中の方にハローワークから支給される育児休業給付金、いわゆる育休手当でございますけれども、原則1年とされている支給期間を延長することについて、7年度から厳格化されるものでございます。この厳格化の意味合いでございますけれども、速やかに職場復帰を図るために保育の利用を希望していることが大前提となります。もし保育園に入れなかった場合、入所保留と呼んでおりますが、その入所保留通知書をハローワークに提出することで、1年6か月または2年まで支給が延長されるのですが、これまでのように、入園の意思がなく、単純に保留通知の交付を望むような入園の申込みはできないことになったということでございます。

そこで、下から3行目以降でございますけれども、今すぐ保育園に入りたい方はマル1、直ちに入所を希望するを選んでいただき、また、これまでどおり入園の意思はやや低く、育休を延長したい方はマル2、希望する保育所に入れない場合は育児休業の延長も許容できるという選択肢を選んでいただきます。どちらも入園の意思はレベル感の違いはありますが、国の通知どおりの選択肢にした上で選考しまして、マル2の場合は、選考指数0点でも選考を行う関係で、希望した園に空きがあれば入園が決定する仕組みとなりました。

そこで、資料の上半分に戻っていただきまして、上の表の今年4月入園分を御覧ください。7年度の申込み人数は合計で1,384人です。そのうち、保育所に入りたい強い意思がある方の申込み人数は、内数で表示しましたマル1、直ちに入所希望人数の欄ですけれども、合計

で1,310人となります。昨年度の申込者数は合計で1,382人でしたが、この人数と比較していただくのが、実際に入園を強く希望する申込者数の比較となりますので、全体的にやや減少しているというところです。1歳児クラスの申込みが特に逼迫することが最近の傾向でございますけれども、1歳児クラスは昨年度に比べて44人の減、ゼロ歳児は41人の減、2歳児は29人の増、3歳児以降は御覧のとおりとなっております。現在、二次選考を行っているところでございますので、2月28日に二次選考の結果通知を発送する予定でございます。

2ページ目以降は、園ごと、年齢ごとの募集と、第一希望で申込みされた人数を示したものでございます。募集人数に対して申込み人数が下回っているクラスでも、第二希望以下で申し込まれている場合が多々ありますので、おおむねの傾向として捉えていただければと思います。

個々の説明は省略いたしますけれども、今回から新たに加わったのが2ページ目のちょうど真ん中辺り、頭に「（新）」と記載している認定こども園元町幼稚園（保育所部分）でございます。今度の4月にオープンとなる元町幼稚園の保育園機能の部分でございます。1歳児クラスで10人の募集のところ、第一希望で申し込んだ方が16人おりましたので、人気があることがうかがえます。

説明は以上です。

続きまして、報告事項3、令和7年度文京区立幼稚園入園児の応募状況について説明いたします。

区立幼稚園10園の4月入園の応募状況をまとめた表となっております。単年度の資料のため、見た目では昨年度との比較はできませんけれども、区立幼稚園は全体の申込者数は横ばいでございます。おとし4月と昨年4月では、3歳児クラスは64人申込者数が減少しましたが、昨年4月と今年4月の比較では、3歳児クラスは118人から121人に微増したような状況でございます。

今回の特徴といたしましては、一番下に記載の園、認定こども園元町幼稚園でございますけれども、昨年で言うところの湯島幼稚園としては、21人の募集に対して17人の申込みでしたけれども、今回、認定こども園化することにより、16人の募集に対して45人の申込みと大幅な増加が見られます。

説明は以上となります。

○板倉委員長 御報告いただきました。それでは、報告事項2、令和7年度4月保育園等入園児の申込状況についての御質疑をお願いいたします。

上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。この、国のほうのこの書き方が変わった、カウントの仕方が変わったというところは分かりました。マル1の部分については、まだ第一希望ということですので、5月の決定まで分かりませんが、待機児童が数字上はそんなに出ないはずというような数字となっているということも理解しました。1の方で、万一、希望の園が少なく、待機になるようなことがあれば、何らかいサポートしていただきたいというふうに思います。まだこれからの話ですので、お願いしたいというふうに思います。

この1とか2の話もそうなんですけれども、本会議のほうで、保育に欠けるといってお話をされた方がいらっしゃったんですけれども、今、子ども・子育て支援新制度になってから、保育の必要性になっているかと思えます。そういう、何というんでしょうか、結構、保護者の方が気にされるような、そういった表現をお使いにならないように、所管のほうでも先にあらかじめお話ししていただければというふうに思います。

次に、この保育園、待機児童問題について、ある程度、落ち着きが見られてきたということを考えますと、今後、やはり落ち着いたところで、そろそろ老朽保育園の建て替え等についても検討を始めなければならないんじゃないかなというふうに思います。青柳保育園とか、藍染保育園とかというのは、そろそろ建て替えの時期かなというふうに思いますけれども、現状、どういう動きになっているのかということをお聞きしたいと思います。特に、久堅保育園については複合施設ですし、また、近隣の小石川図書館とか竹早公園の一体整備もありますので、そのスケジュールも調整しなければならないというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○板倉委員長 奥田幼児保育課長。

○奥田幼児保育課長 まず、これから二次選考を行うところでございますので、待機児童はその結果を見てというところになりますけれども、やはりどのエリアが多少空きがあるとか、そのあたりの御相談があれば丁寧に乗って、なるべくは入れるような形で調整している、運営しているところでございます。

また、保育の必要性に欠けると、そのあたりの正しい表現を使うということは、これは様々なパンフレットとかで周知しているところでございますけれども、いろいろな機を捉えて、そのあたり、適切な表現で周知できるようにしていきたいと思えます。

あと老朽している園の建て替えで、2園ですね、藍染保育園と久堅保育園挙げていただきましたけれども、公共施設等総合管理計画でそれを見える化してございますので、まず、藍

染保育園につきましては一番喫緊の課題であると、築95年を超えるような状況でございますので、近隣の代替地を、今、探しているような状況でございます。特に久堅保育園につきましては、複合施設、児童館であったり防災住宅が併設されているところでございますし、近隣で工事を予定している施設もあることから、当然、その交通状況とかそういった影響も当然出てくる場所なので、一体的に行うのが適切なのか、また、別に改めてスケジュールをよく鑑みて調整していくのがいいか、それはちょっとこれから検討していくところでございます。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。じゃあ、御検討のほうをまた着実にお進めいただければというふうに思います。

この保育園の待機児童対策のために、令和4年度ぐらいから保育士の一部人件費補助を行ってきたかというふうに思います。新型コロナウイルスの影響等を鑑みというふうに書かれていますので、これが、事業期間がそろそろ終了するというふうに伺いました。6月、9月かな、の話で、9月、11月か、で、保育士配置基準を、今後、こども未来戦略で方針としている1歳児の改善についても、こういった一部人件費補助等を活用して、先にあらかじめ配置をしっかりとってくださいね、そうすればその配置基準に満たない期間が短くなるはずですからというお話をさせていただいて、今年度まではそれができますという話を聞いておりました。それが、今年度でもしかしたら事業終了して、令和7年度は保育所賃借料補助事業ということで9億2,000、9億3,000万ぐらいの事業が始まるというふうに聞いているんですけども、こちらでそういった保育士配置基準等についてのしっかりとした、何というんでしょう、配置をお願いすることができるのかということと、また、その保育士配置基準の改定というか、が見直しがいつ始まるのかというのが、ある程度、その情報が入っているのかどうかということを伺いたいというふうに思います。

○板倉委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 人件費補助、雇用促進のための人件費補助につきましては、委員御指摘のとおり、令和4年度に開始いたしまして、令和6年度末までの事業という形になってございます。こちらにつきましては、今年度中につきましては積極的に活用しながら人材確保のほうを各園で進めていただければと思いますが、本事業終了に合わせ、合わせてということではあるんですけども、令和7年度から区としては、新たな重点施策として賃借料補助事業を開始いたします。こちらにつきましては、人件費の直接補助という言葉ではなく、あ

くまで賃借料の補助というところで、形は違いますけれども、加配に対してより金額を積んだ形での補助というスキームにすることで、施策として人材をより多く配置していただけるような誘導をするというような仕組みを検討しているところでございます。

なお、1歳児配置基準につきましては、2025年度以降というところでは分かってございますけれども、現状、現時点ではまだどこでということとは分かっていないところでございます。少なくとも、現状でも四、五歳児の配置が見直されたことで加配が進んでおりまして、1歳児配置基準が見直されたことで、すぐさまその基準がアウトになる園というのはそんなに多くはないという認識ではございますけれども、やはり重ねてそこら辺の支援についても区としてやっていく必要があるという認識でございます。こちらにつきまして、人材確保のほうは、やはり国及び都からの例えば財政的な支援等も頂戴しながらという形での実施がどうしても必要になるというところもございまして、そちらのほうについて引き続き要望をするとともに、他自治体での取組等も研究しながら、ここら辺について継続して取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。この保育所賃借料等補助事業において、一部人件費補助以上に加配が進んでいくのではというふうな期待をされているということが分かりました。ちなみに、予算上は9億3,000万ぐらいって言われていますけども、特定財源、東京都等の補助もあるということですが、どれぐらい見込まれているのでしょうか。ちなみに、一部人件費補助は、4年度の予算資料によれば、2億6,600万ぐらいの事業規模だったかというふうに思うんですけども、そちらのほうをお聞かせいただきたいと思います。

あと、先ほど建て替えの話をさせていただいたときに言い忘れたんですけども、できれば保育園について、保育所についても、できればこども園化、それが難しくても、やはり地域ニーズを何かしら解決できるような特徴のある建て替えを進めていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○板倉委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 来年度、開設後賃借料補助につきまして、9億2,900万円の歳出に対しまして、特財としては6億1,300万円の歳入を見込んでございます。

○板倉委員長 奥田幼児保育課長。

○奥田幼児保育課長 保育園を、保育園の建て替えの際に、保育所型認定こども園などに改修するというところですけども、そもそもその施設基準を満たせるかななどの問題はあるんで

すけども、その幼稚園等の定員割れが続いている中で、保育園を認定こども園化することの是非というところはしっかり研究していかないといけないかなと思うんですけども、地域のニーズは、今、例えば医療的ケア児の入園なども増えているところから、やはりそういったところの、本当にお困りの方のニーズというのをしっかりと捉えて運営していくことが役割ではないかなというふうに考えているところでございます。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。区の支出は一部人件費補助とそんなに大きく変わらない中で、さらに東京都の補助金がもらえるということで、さらに加配が進むものと期待して応援してまいりたいと思います。建て替えについても、今後、着々と進めていただければと思います。ありがとうございました。

○板倉委員長 宮本委員。

○宮本委員 御報告ありがとうございました。私からは、まず、これ全部見させていただくと、総数としては、やはり気になるのは、やっぱり私立園のほうが大きく申込みが少ないというところで、事業者さんのほうから何かお声等があるのか、その辺のところをお伺いしたいんです。

区の区立保育園のほうは割と申込みも多い、多いなというふうに思いましたけども、やはりその辺は設備等も充実しているからなのかなというふうに思いましたけども、そうした私立認可園の今後の見通し、実態、実態と、それから、今後、どのように支援ができるのか、そういったところを見解をお伺いしたいと思います。

○板倉委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 具体の待機につきましては、やはり来年の4月以降を待つということにはなりますけれども、委員御指摘のとおり、園によっては現時点ではなかなか申込み状況が芳しくないというのがございまして、そういった園から一部不安、御不安の声を頂戴しているところでございます。やはり、その部分につきましては、余裕活用型の一時預かりですとか、昨年度は、ああ、失礼いたしました、来年度につきましては、未就園児の定期預かり、こういったものの活用が考えられるのかなというところでございます。

また、保育プログラムの充実という、質の面で高めて保護者様に選んでいただく保育園になるという意味では、東京都のほうでやっております、すくわくプログラム、そういったものをぜひ活用いただいて、保育面のほうでの充実も図っていただきたいということで、様々な形で区として園のほうを支援していくというところで考えているところでございます。

○板倉委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。様々検討していただいているということで、また、具体的な事業にもつなげていただきたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

もう一つが、昨年6月の委員会で、今後、保育園の区としての準備を考える上で、やはり転入の動向について質問をしたんですけども、子どもの転入については、小学校直前の転入が多いというふうにお伺いしました。つまり、保育園としてのこれ以上の準備は今後とも大丈夫と、要は、これ以上広げる必要もないというふうに理解しておりますけれども、この傾向は現在も同じなのかどうか、確認させてください。

○板倉委員長 奥田幼児保育課長。

○奥田幼児保育課長 まず、保育園の申込者数がこうやって毎年減っているような状況のところなんですけども、令和7年1月時点ではゼロ歳児は1,690人となっているところでございまして、ちょうどその平成27年から令和3年前半にかけてゼロ歳児が1,900人台から2,000人台ぐらいいた多かった時期でありますので、ちょうどその児童が、今、小学5年生ぐらいまでに在籍しているので、まさに今、小学校の生徒数が多い時期にあると思われまして。前の委員会でもお伝えしましたけれども、この過去10年間の児童数について各年齢比較しますと、ゼロ歳から1歳、例えば令和5年4月1日のゼロ歳児と令和6年4月1日の1歳児を比較すると40人増えているというような状況でございます。なので、そういったところを各年齢ごとに比較しますと、やはりゼロ歳から5歳まではおおむね増加する傾向にあるんですけども、特に10人から20人ぐらいの転入が多いような状況でございますけれども、特に5歳から6歳にかけては、平均して、過去10年で平均して約70人の増と、そこが突出しておりまして、6歳以降は逆に10人台なので、本当に小学校入学の直前の転入が増えているような状況だというふうに考えられます。

○板倉委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 今、今し方の傾向も踏まえまして、区としても、保育園の整備といたしましては、総量的なところでは十分な量が整備できているかというふうに考えてございますので、区内全域どこでもというようなところから、やはり委員もおっしゃっていただいたとおり、やはり地域的な部分というところで、地域のニーズもとらまえながら今後は整備が必要になってくるという部分と、やはり質のほうにより支援をしていながら、そういった意味での保育園の準備というか、整備というところでやっていきたいというふうに考えてございます。

○板倉委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。ありがとうございます。転入等の数字の分析も引き続きよく見ていただきながら、様々な保育園の準備も進めていただければと思います。

やはり、転入が多いのが5歳から6歳のところであるということが数値としてもお伺いいたしました。保育園の準備については、待機児童も解消できて、あと地域的な部分も少しあるかと思いますが、質のほうも今後は考えていく必要もあるということでしたので、事業者への支援も含めて、また必要な取組を進めていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 入園状況についてですが、まず、お聞きするのは、申込み人数に対してね、これ一次の申込み状況だということですが、既に1月の末には、この中で保育園に入れますよということで内定通知も同時に出ていると思うんですね。ですから、内定通知が、このマル1、マル2のそれぞれの合計が1,310と74という内訳が、申込み人数の内訳が出ておりますのでね、それぞれマル1とマル2を分母としたときに内定が、内定通知がどれくらい出たのか、それをまとめてお答えいただきたいというふうに思います。まず、そちらをお願いします。

○板倉委員長 奥田幼児保育課長。

○奥田幼児保育課長 こちらは一次募集の段階でございますけれども、1月31日、金曜日に内定通知を発送した速報値になりますけれども、マル1でゼロ歳から順にお伝えしますと418人、1歳で460人、2歳で127人、3歳で103人、4歳で42人、5歳で11人のトータル1,161人、マル2の育休延長許容人数の中では、ゼロ歳児だと11人、1歳児で5人、2歳児以降はゼロ人の合計の16人となっております、おおむね内定率としては85%というような状況でございます。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 そうしますと、今年、育休のところの、育休希望というところがマル2の類型になって整理されましたということなんですけれども、例えばゼロ歳児のマル2のところなんかについては、内定が11で、残りの27人のところとかなんかはね、定員的には受け入れることは可能なわけですね。ないしは、ゼロ点で11人が内定するという、今までないような、今までの厳しいときから考えると、どうなっちゃっているのというような気はするんですけども、今回ね、区長の施政方針で、区長はこういうふうに発言されているんですね。各地域に

において、希望する年齢で認可保育園に、認可保育園にというのが大事ですね、入園できる環境を維持するとともにということが続くんですけども、これ私、非常な、非常に大事な発言だというふうに思うんですね。児童福祉法24条でいくと保育の実施義務というのが区にありますよというふうになっていて、これは具体的には入園の申込みがあったら保育をする、実施する義務がある、責務があるとかというような話なので、それに近い表現だというふうに思うんです。しかも、希望する、各地域において希望する年齢でということまで、地域のことも言っているのでね、申込みの希望が、今、何、10番目まででしたっけ、広げられてきた中で、いろんな思いの、利用を希望される子どもにも保護者の人にも当然あると思うんですけど、この、やっぱり施政方針での言及がまともに実現される方向を引き続き頑張っていたいただきたいというふうに率直に思います。

それを考えたときに、この施政方針での表明というのは、まさに希望する園に入れるよということ、ますます頑張る決意だと、児童福祉法上の24条なんかも踏まえてね、待機児童対策、認可というのを頑張ってきたと。それをさらに地域偏在の問題は分かっていますけども、頑張りますよという言明として聞いておいていいということなんでしょうか。その点についてお答えいただきたい。

○板倉委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 今ある園の部分で運営、安定的な運営を支援する、また、地域の中で足りない部分についてニーズを捕捉して整備について検討していく、また、全体的な園としての質を高めていく、こちらの視点に基づいて私どもとして施策を展開していくという考えでございます。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 その点については引き続きということをお願いしたい。私たちとしては、一次の申込みで保留が出ないという環境をつくっていくことが児童福祉法で求めていることだということ、理解しておりますし、そのことを求めてきた経過がありますけども、それは改めてお願いしておきながら、区長の施政方針の後段においては、今度は保育の質の問題を言っているんですよ。安定的、継続的な運営支援と保育の質の向上と、こう言っております。

私、今年、年が明けて区のホームページ見ててちょっとびっくりしたんですけども、今日も入園申込み状況で出ております千石西保育園でですね、昨年9月から行われていた給食調理委託のプロポーザルが、たしか9月から行われていたなと思っていたんですけども、年が明けたらもう一回公募されているんです。で、お聞きをしましたら、プロポーザルがやり直さ

れることになったということが分かりました。

これで質問なんですけどね、従前の、要するに、要するに昨年9月、公募がかけられて進められていたプロポーザルは、全体5か月をかけて選考する予定だったんだけど、今回、今、行われ、そのプロポーザルはもう終わりました。今回、今、改めて行われているプロポーザルの期間というのは2か月弱という、これ多分、例のない短期間での再選考ということに、プロポーザルということなると思うんだけど、こういう短期間の間に食の安全をきちんと確保できる、保障できる業者というのを見定められるのかというのが一つ質問です。

それから、従前、9月から行われ終了したプロポーザルについては情報公開をとりました。応募事業者が1事業者で、書類提出に不備があったため、9月からのプロポーザルは該当事業者なしということで終了をしているわけであります。この点について、保護者への説明の中で、プロポーザルの二次、二次審査というんですかね、二次審査のときに、委員会からの質問で、食中毒の発生をしている事業者だったということが分かったということが説明されているそうなんですけども、この委員からの質問というのは、プロポーザルのときに区側の委員と、多分、保育園なんかだと保護者の委員が入っていると思うんですけども、区の委員なのか、保護者の委員なのか、どちらの質問でそのことが明らかになったのか、説明いただきたい。

それから、三つ目に、この食中毒の発生を、これ3回発生させたというんですね、昨年度、昨年の中にね。この1社の応募したところはね。食の安全に直結する、命に関わる問題だから、厳密にやる必要がもともとあるわけだけでも、区内、区の施設という点では、区立保育園が17園中10園で、今、調理委託がされている。また、学校の給食調理については、30校全部調理委託されていますけども、この間、食中毒の事案というのは、1件かなと、僕はあった記憶が学校でありましたけども、それに至ら、食中毒に至らないが、調理、食に関わる事故などの記録というのはきちんと記録されているのかどうか、保育園と学校両面についてお示しいただきたい。

○板倉委員長 奥田幼児保育課長。

○奥田幼児保育課長 千石西保育園の給食調理業務委託のプロポーザルを、1回目がちょっとやり直しを行ったところで、今回、2か月弱に審査期間を設けた、で審査しているところでございますけれども、1回目につきましても、かなり余裕を持ったスケジュールで期間は設定しているところでございますので、約2か月の審査期間であったとしても、書類をしっかりと確認する、複数の目でしっかりと確認するというところで、安全性は保たれる、担保できる

というふうに考えているところでございます。

また、2番目に書類に不備があったというところで、二次審査で食中毒をほかの施設で、実際はほかの自治体に所在する社員食堂だったり介護施設で起こしていたというところがございますけれども、こちらは保護者の委員からの質問により分かったというところがございます。

3点目の3回の食中毒の、ああ、ごめんなさい、食中毒以外の事故の記録につきましては、例えば髪の毛が入ってしまったとか、そういったところを含めて、全て保育園から、随時、幼児保育課のほうに上げてもらっているところでございます。

○板倉委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 学校給食についても、今あったような異物混入等の事故があった場合は、学校のほうから学務課のほうに提出をしていただいているような状況です。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 最初の質問で、安全性は担保できるということですが、公表されているプロポーザルの要綱を比較しますと、今、行われているプロポーザルについては、試食や調理の何というの、実際に調理して試食をやるという手順が省かれているというのがあります。これは今日は時間ないからこれはできないんだけど、安全性を確保して、これ調理委託すると、そういう手順でプロポーザルが行われてきたということを経略化することは、私は本来認められないというふうに思います。このようなプロポーザルやり直しに至った経過についてはね、きちんと区民や議会に報告をしていただきたいというふうに思っておりますので、お願いをしておきたい。

それ何でそう言うかという、2番目の質問で明らかになったように、二次面接というのかな、のときの委員の指摘で、食中毒発生の事案が分かったということですが、それは保護者の委員の指摘で分かったということですよ。だからね、安全だというこれ過信があったんじゃないのかと、私はそのことについて、そうじゃないって言うならね、それはやっぱり区側のほうが説明責任を負うというふうに思うんです。そういうことがこれで明らかになったというふうに思いますので、ますます説明が区民と議会に必要だということを経略化をしておきたい。

そのための検証の材料は、今、確認したように一定あるということですので、それについては、今後、確認をしていきたいと思っておりますが、保育の調理については、私ども2016年の9月の議会で、委託これから始めますというときに、これをやめるようにというふうに

言った経緯がありますので、そうした指摘が残念な形でね、最悪の形にはなってないけども、もうすれすれまで行っているというようなことなので、これは食の安全については、調理の委託については、区長が今回、施政方針で保育の質について向上に取り組んでいくというふうに言っているわけですから、これは全面的に保育の区立園での調理の内容については検証が必要だというふうに思う。直営に戻す方向での全面的な検証を求めておきたいというふうに思います。

以上です。

○板倉委員長 浅田委員。

○浅田委員 関連も含めて、保育の、ここまでね、ここまで保育園、認可保育園をきちっと配備していただいて、それから文京区の保育の質を守るということで頑張っていただいていることにね、それは本当に心から私は感謝をしています。

ただ、今ね、ちょっと金子さんから、金子委員からもあったんですけども、保護者の側からすると、安心、子どもを預ける中で安心ということが一番大きなことなんですよ。保育の質を守るということが、この間、言われていますけれども、調理業務に関して言えば、まあ、その前に調理だけじゃなくて、今、23区でいろんなところで話を伺えば、文京区と同じような状態が起きている。保育園たくさんつくっていただいた、だけれども、ぼつぼつ空きが始まったりしている。で、ところが、一方で保育士が足りない。保育士がね、本当に不足している。それから、保育園の調理師、保育園調理の人員も不足しているという共通の報告、報告というか状況は生まれています。

文京区においても、例えばね、毎週出る求人広告なんかを見ても、区内の保育園どっかで必ず保育士であったり調理師、調理業務の募集というのはありますよね。必ずどっかあります。それぐらいやっぱり足りていないんだなというのを感じています。

でね、保育園の調理というのは、やっぱり、その経験値もやっぱり物を言うんですよ、経験値。経験値というのは、アルバイトで今日来ました、3時間の仕事をしましたということだけではちょっと片づかないのはあるんですよ。特に安全衛生の面について言えば。ですから、私はね、ぜひ、もちろんね、手続もあるかと思うんですけども、子どもたちの保育の食の安全ということを守るのであるならばね、それはやっぱりその持っている法人のノウハウももちろん大切ですけども、文京区が、この間、つくり上げてきた保育園の調理の、もちろん味の問題もあるんですけども、安全を確保するという意味からも、私は文京区がつくってきた、文京区のまだ調理師さんが現業職ね、退職不補充って、それは分かっています。

す。分かっていますけれども、一定、区としてその軸になることを、保育園の調理というのを確保する必要があるんじゃないかというふうに思うんですが……。

（「何が関係あるのか説明してよ」と言う人あり）

○浅田委員 非常に、今、大切なことを言っているんですね。保育園の質……。

（「この報告にどういう関係があるのかちゃんと説明してくださいよ」「安全じゃないと申し込めない」と言う人あり）

○板倉委員長 続けてください。

○浅田委員 安全ということをね、ああ、じゃあ、ちょっと言います。

（「それを言わないと」と言う人あり）

○板倉委員長 奥田幼児保育課長。

○奥田幼児保育課長 給食調理業務委託の業界でもですね、調理師の確保がなかなか難しいというような状況というのは、ほかの自治体でも起きているところでございます。おっしゃるとおり、保護者の方が安心・安全な給食の提供をしてもらうというのが第一というところでございますけれども、やはり退職者不補充の方針の下、なかなか調理師を新たに雇用することが難しいような状況でございますので、もう既にいる正規の職員で、ベテランの職員のこれまでの経験であったり技法、それを動画でほかの園で共有したりとか、そういった形、あとはもちろん安全衛生もですね、あとは、さらにその安全衛生の部分につきましては、栄養士であったり保健所とかの指導を十分生かしながら徹底させて、しているところでございます。

○板倉委員長 浅田委員、この項の質問はそれでいいんですか。それで終わりですか。

○浅田委員 まあ、この保育の質のことですよね。せっかくですから、御質問にお答えしますが、保護者の側からすると、入園というのはね、距離が近いとかいうことだけじゃないんです。どの保育園において、こんな保育をしていただいているとか、あるいは、例えば食べ物について言えば、こういう教育、保育教育があったりとか、幼児教育があったりとか、それから、自分の子どもがアレルギーを抱えていたら、こういうことにどう対処していただけるのかというような、子どもを預けるというのは、そんなね、定数が幾つあったとかね、マイナスになったとか、空いたということだけじゃなくて……。

○板倉委員長 あっち向いて言って。

○浅田委員 そうそうそう。ああ、こっち向いて言ってもいいんだけど、そういう問題が併せて……。

（「当たり前だよ。先に言わなきゃいけないんだよ」と言う人あり）

○浅田委員 その内容を私は言っているわけなんです。保育の質ということで。そこをもうちょっと御理解ぜひいただきたいというふうに思うんです。

で、一般質問でもちょっと言ったんですけれども、文京区でせつかくここまでつくり上げてきた、つくり上げてきた調理、文京区の調理技術というものを継承する意味でね、私は拠点的なもので区立として残したらどうなのかな、残していただきたいというのが質問の趣旨なんです。形で言えばね、これは質問じゃないですよ。ほら、図書館だってほら、センター機能を持たせた真砂中央図書館ってあるじゃないですか。あれと同じような形でもって、私は区として、文京区はこの保育園給食調理業務をここで拠点的に残して、こういう理想的なものがここはありますと、これに各民間業者さんも従っていただきたいというような、そういう形態というのは私は必要じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○板倉委員長 奥田幼児保育課長。

○奥田幼児保育課長 どうしても退職不補充の原則の下、定数管理をしているところなので、そういった観点ではなかなかちょっとその方針は難しいかなというところがございます。ただ、民間事業者のほうでは、食育とかの提案も積極的ですし、急遽、人員不足になったときにほかから応援に回ったりなど、そのあたりの民間活力を活用することはこれまでも有効でしたので、今後も継続していくような形になろうかというふうに考えているところがございます。

○板倉委員長 もう、まとめてください。

○浅田委員 いや、もう終わります。あのね、原則なんです。原則、原則退職不補充ということなんです。だから、文京区のいろんな事情に合わせて、現状に合わせて、基本はもう子どもね、そして保護者の安心・安全、子どもの成長ですから、ぜひ御検討のほどよろしくをお願いします。

○板倉委員長 佐藤——あ、豪一委員。

○豪一委員 さっきの金子委員の発言もそうなんですけど、浅田委員の発言もなんですけど、最初になぜ園児の申込み状況について関連があるかということに関して、プロポーザルの話とか、食中毒の話だとかね、そういったものを話していただけないと、聞いている我々委員にとっては関連性が分からなくて、議事が遅れるだけなんじゃないかというふうに感じるんです。ですから、その辺が説明が不十分でも、委員長のほうから、こういう関連性が必要があるからとかフォローしていただくとかというのをつないでいただかないと、何でどんどん

どンドン、初めから食中毒の話だとかされちゃうと、話が脱線しているだけなのかなと思っちゃう、勘違いするので、できれば初めに委員の皆さんに言っていただくか、委員長にフォローしていただかないと聞いていてよく分からない。

○板倉委員長 質の問題も、当然、絡んでくるわけですから、質問としては私は認めていました。

金子委員。

○金子委員 私、佐藤委員から私の名前を出して一言ありましたので申し上げておきますが、私はただ、先ほどの質問をする際に、入園状況の報告事項のときに、区長の施政方針の答弁の中に、保育の質の向上ということが言明されておりますのでね、それとの関係で入園をいろいろ申し込むというのは、それは保護者の方、当然のことでありまして、そういった施政方針を聞いた直後でありますので改めて確認をしたと。そのときにそういう事案が起きておりますので聞いたということでありまして、その関わり具合については、議事録を精査していただければ明確だというふうに思いますので、ぜひ精査していただければと思います。

○板倉委員長 浅田委員。

○浅田委員 私、議員をもう18年やってまいりまして、本当に勉強不足で、私自身が勉強不足で、なおかつ保育に関する説明も十分できないことについて十分反省をしておりますので、どうぞお許しをいただきたいと思います。

以上です。

○板倉委員長 それでは、報告事項2を終了いたします。

続きまして、報告事項の3、令和7年度文京区立幼稚園入園児の申込状況についての御質疑をお願いいたします。

山田委員。

○山田委員 この数字を見まして、私の長男は第一幼稚園にいまして、次男が小日向台町幼稚園におりました。遠い昔ですから、そのときにはもう本当に定員がもうあふれるほどでにぎわっていたんですが、もうここ年々、こうやって減っている中で、特に私、去年、運動会、台町幼稚園の運動会行ったときには、年々減っているんですけど、特に、うわっ、少ないというふうに感じたわけです。まず、単刀直入にお聞きするけれども、その減っている要因、どういうふうに捉えているのかお聞きします。

○板倉委員長 奥田幼児保育課長。

○奥田幼児保育課長 幼稚園、区立・私立に限らずですけども、やはり令和3年から出生数

が大幅に減ってきたようなところ、それがちょうど、今、3歳児クラスだったり、4歳児クラスにも影響が出始めているという、出ているというところが一番大きいのかなというふう
に考えております。

また、保育園に2歳まで通って、今、幼稚園では預かり保育も充実させてくれているところ
でございますので、保育園からの転園というのももちろん少なからずいるところござい
ますけれども、やはり慣れた保育園でそのまま5歳まで登園しようというお子さん、御世帯
の方も多々いらっしゃるというような様々な要因から、このような状況になっているという
ふうに入園のほうからは認識しているところでございます。

○板倉委員長 山田委員。

○山田委員 それでは、そうしたら、これをどういうふうに、今後、解決というか、どうい
うふうに、これ放っておくわけではないと思うんですけども、大体何となく答えは分かっ
ているけど、どのようにしていくのかなというところをお考えをお聞かせください。あ、ごめ
んなさい、こっちはっかり見ちゃって。

○板倉委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 まあ、ここ数年で申込者数が減っているというのはこの資料のとおりにはな
るかと思うんですけども、今後についてというところでいうと、今回も認定こども園の元町
幼稚園の申込み状況等が参考になるところでもあると思うんですが、今、幼稚園を選ぶ方
でも、いろいろ就労の関係があったりとか、あと給食であったり、いろいろ幼稚園教育プラス
アルファの部分での需要が増えてきているのではないかという認識はしているところでござ
います。教育委員会のほうとしても、学校の改築等に伴っての認定こども園化等も進めてい
るというような状況もございますので、そういったその時点でのニーズというものを捉えな
がら、いかに施設的に保育、幼児教育を提供できるかという視点で進めていくというよう
な考えでございます。

○板倉委員長 山田委員。

○山田委員 何かこう打開策というのが具体的にお聞きしたいなというふうに思ったんですね。
ニーズを捉えてというのは、それはニーズは捉えなければやはりいけないし、やはり減っ
ていく現状というのが、その対処しなくちゃいけないという時には、もう、もうかなりもう、
かなりの状況になっちゃっている。もう本当は今からやはり危機感を持ってやっていかな
ければいけないと思うし、やはりこの状況は非常にコスト的にもあまりいいとはやはり思え
ないですね。もちろん保育なので、コストで片づけちゃいけないのは重々分かっています。

だけれど、今、この今回の認定こども園の元町の数でも分かるように、こども園化して、まあ、新しいというのもあるんですけども、ぼんと人数も増えてきたということを考えていくと、台町小学校や千駄木小学校はこれから建て替えがあって認定、子ども認定、こども園、認定こども園化をしていくというふうな考えから、若干の数字は変わってくるのかなとか思いますが、今、幼稚園も保育園も無償化しているので、やっぱり昔は幼稚園のほうが割安感があった、だから、こう言っただけですが、結構、家の近くにあれば送っていくのも楽しという、そういった何というのかな、入れるメリット感があったけれど、今、どうしても、今の方たち、特に働いている方が多い中で、そういったメリット感がやっぱり少ない。でも、それをこのまま置いておいてはやはりいけないと思うんですよ。なので、もうこれはすぐにやっぱり手を打っていかないといけないと思いますので、ちょっとその辺、どうしていきましようというか、打開策というか、その辺をしっかりと考えていっていただきたいんですが、ここでもう一声、御答弁を。難しいと思います。

○板倉委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 具体的な打開策、一つは、今、委員もおっしゃるように、こども園化というところが数字としても出ているというところがございます。あとは、我々ここ数年、力を入れているところといえば、やはり、やはり選ばれる、幼稚園についても選ばれる幼稚園をというようなことで、いわゆる未就学児のプレの部分の回数だったり内容だったり、そういったところを、予算措置も含めてというところで拡充したり増強しているようなところもございます。そういったところで、施設の改変もそうなんですけども、幼稚園の魅力と、区立幼稚園ならではのというようなところ、そういったようなところをきちんと周知をしていく、伝えていくというようなところが大切になるかと思います。それを踏まえた上で、幼稚園、区立幼稚園をどうしていくかというところは、今、委員おっしゃるように、我々としてもずっと見守っていくというようなところではなくて、解決策という、さらなる解決策というのは考えていかなければならないと、そういう認識はしてございますので、今後、そういったことも両にらみで施策というものは考えていくべきかなと考えております。

○板倉委員長 山田委員。

○山田委員 まとめます。本当、どこの幼稚園も伝統があるので、私はなくすことは本当できないと思うんです。でも、しっかりとやはり幼稚園の現場だったりとか保護者、それからOBの方たちとか、やっぱり意見を交わして、どういう形であるのかがいいのかというのは、やはり今後しっかりともう進めていかなければ、もうひどい状況になっていくんじゃないかな

というところがやはり心配ですので、このあたりもしっかりとお願いいたします。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。確かに、幼稚園の申込み状況が定員割れが続いているというのは見て分かるんですけども、あと、幼児保育課長、先ほど横ばいとおっしゃいましたけれども、元町のところを引いて、以外のところを見たら減っていますよね。減少傾向って言ったほうが本当は正確ですよ。そういう状況の中で、これからこども園化していくということですから、こども園化していけば、確かに2号認定、3号認定の保育の必要な子どもたちが入ってくるので、そういった部分で、確かに応募が増えてくる可能性はあるかなというふうに思います。

ただね、その1号認定が例えばクラス編成できない、2号認定、3号認定だけのこども園が幼稚園型でいいのかということはありませんよね。本会議でもありましたけども、公私協のあれがあるとかないかとかそういう問題じゃなくて、定員がもし区立幼稚園として1号認定でクラス編成ができないのであれば、確かに定員を見直す必要が出てくるというふうに思います。それは公私協の関係ではなくですよ。そういうことで、あとは2号認定、3号認定を増やすことで、やはり応募というのは増えるでしょうし、幼稚園の何というか施設面をしっかり有効活用するという意味でも、そういったことで、ある程度、改善が図られるのではというふうに思ったりもします。一方で、1号認定がもしクラス編成できないとか、あまりにも少ないとかということであれば、そこをやはり1号認定はここに集めますとかというような形で役割分担をして、2号認定、3号認定だけにするのであれば、もはや幼稚園型でなくていいんじゃないか、幼保連携型でやはりやるべきなんじゃないかというふうに思うのですが、いかがでしょう。

○板倉委員長 熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 今、1号認定のほうのクラス編成ができない可能性というお話ありましたが、そこについては現時点ではちょっと何とも言えないというところですが、我々としては、今、1号認定のところもしっかりと確保して、就労の状況に関わりなく、教育・保育を一体的に提供できる施設を整備していくというところで考えております。

また、幼稚園型というところで、また、1号認定がないということは、今、想定はしておりませんので、なかなかそこについてお答えするのも難しいんですけども、幼稚園型と、あるいは幼保連携型というところで、法的な確かに位置づけは違いますけれども、そういった教育の保育の内容というようなどころにつきましては同じふうに行っていくというふう

考えておりますので、そのあたりは御理解いただければ幸いです。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 もちろん、想定してなかったかもしれないですけども、その幼稚園型認定こども園に、こども園化していくという方針を決めたときには想定していなかったかもしれませんが、それが見えている状況なわけですよ。今、減少傾向で、1号認定のほうは。そこで、この状況で1号認定が編成できない可能性を考えないというのは、なかなか難しいんじゃないかなというふうに思っております。それは、なるべく早くそういったことも想定しながら、こども園化については考えていただきたいというふうに思います。そうすると、やはり2号認定、3号認定を中心としたこども園ということになるとすると、やはり幼稚園教諭の方には保育教諭になっていただくとか、保育教諭、保育士さんにも保育教諭資格、保育教諭になっていただくような統一的な待遇、処遇改善を図って、統一的なそういった資格に統一して、それでローテーションするとか、そういったことも今後考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○板倉委員長 熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 近年、これまでずっと子どもの数が増えてきて、今、減少に転じつつ、恐らく転じつつある。これがまた今後どうなっていくか、動向には注視していかなければいけないと思いますが、数年前とは状況が変わっているというのは御指摘のとおりかと思えます。今後、この認定こども園化、どういう形で進めていくかというところにつきましては、また、年少人口の動向に注視しながら、関係部署ともちょっと意見交換をして検討してまいりたいと考えております。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。それで、やはり幼稚園教諭に統一していくということと、幼児教育の質を上げていくことが、やはり区立幼稚園の人気をさらに高める方法なんじゃないかなというふうに思います。保育園だって、モンテッソーリのところとか人気があったりするじゃないですか。ですから、やはりバカロレアの研修については、7年度は小学校、中学校の先生方の研修というふうに聞いておりますけれども、やはり幼稚園教諭、それから保育士さんにも8年度以降は研修に参加していただいて、より特色ある幼児教育を文京区立幼稚園でできるというような、こども園でできるというような形をとっていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○板倉委員長 ええとですね、12時——じゃあ、答弁いただきますかね。

熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 今のバカロレアの話も含め、ちょっと教育指導課が、今、この委員会にはおりませんので、明確にお答えするのは難しいですが、いろんな様々な幼稚園の魅力というところについては、今後もしっかりと検討してまいりたいと考えております。

○板倉委員長 12時になりましたので、休憩に入りますけれども、理事会を開催したいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

午後 12時00分 休憩

午後 12時59分 再開

○板倉委員長 それでは、委員会を再開したいと思います。

まず、先ほど開会いたしました理事会についての御報告をさせていただきます。

現時点で残りは報告事項が5件残っております。一般質問については、お申出がありません。ですので、この子ども・子育て調査、支援調査特別委員会は、2時半までに終わるように皆様に御協力をいただい、いただけるということが確認されましたので、よろしく願いをいたします。

では、よろしく願いいたします。

上田委員の質問からかな。

（「はい」と言う人あり）

○板倉委員長 上田委員。

さっき答弁いただきましたよね、熱田課長からね。

マイクをお願いします。

○上田委員 先ほど、学務課長もプラスアルファの魅力が必要というふうにお話をいただいて、保育園のところで幼児保育課長が、こども園の募集状況から考えると、保育園のこども園化云々とかっておっしゃいましたけども、やはり魅力のある幼児教育・保育がこれからより一層求められていく、質の向上が求められていくというのは共通認識だというふうに思います。

例えば、来年度、インターナショナルプリスクールは区内でも2園開設予定というふうに伺っておりますし、そういったプラスアルファの魅力が求められている中で、バカロレアに関する研修等を充実させて、より一層、子ども・子育て、文京区の文京区版幼児教育・保育カリキュラムをさらにバージョンアップしていくことが求められているというふうに思います。

また、こども園化するということはもう決まっていますし、待機児童対策の時代に提案さ

れた保育園化というのはもうないと思いますので、そういったプラスアルファの機能を備えたこども園化というものを、幼稚園としては方向性を考えていかなければならないと思います。

また、建て替えのところで、幼児保育課長が、医療的ケア児のニーズ等も高いのでというお話をされたかというふうに思います。保育園の建て替えももちろんそうですし、例えば幼稚園の空き教室等も含めて、例えば医療的ケア児のニーズを充足できるような、そういった対応も展開していくことも考えてもいいと思いますし、定期預かりとか誰でも保育とか等もこれから展開されてまいりますので、そういった施設面の需要というのはたくさんあるというふうに思いますので、あとはもう中身をどうしていくのかということだというふうに思います。

待機児童対策が必要だと言われていた時代に、幼稚園は絶対必要、温存しなければならないというふうに言われてきて、文京区は幼児教育の発祥の地でもありますので、この文京区の伝統ある幼児教育をさらに発展させていくことが望まれていると思います。

以上です。ありがとうございました。

○板倉委員長 いいですか。

金子委員。

○金子委員 私からも、申込み状況を踏まえて、今後、どうするのかということについてちょっと聞きたいと思います。

それで、区立幼稚園は、いろいろやっぱり利用されている方々などにお聞きすると、たまたま私のそばの区立幼稚園は学校とね、一体型だっているものもあるんだけど、やっぱり保・幼・小・中なんて言葉が、この間、使われているぐらいあって、学校とのやっぱり連続性、連携性というんですかね。その中でやっぱり豊かな実践をされているというふうに思います。少しお話伺いましたら、例えば音楽とか図工の専科の先生なんか、幼稚園でね、算数や国語やるわけじゃないんで、音楽とか図工の先生なんかとは連携している話だとか、それから、給食体験とかね、私たちがよく見せていただくような運動会や学芸会なんかで一緒に何かやるというのはよく拝見させていただいているわけで、そういう形の中で豊かな公教育の一環がつくられているというふうに私は理解をしております。

で、ルールとして、2年連続で申込みが10人割っちゃうとというルールがあるので、私学との関係で言えばね、私学は教育理念に基づく特色ある幼児教育をやるということで、これは日本の教育の中全体ではずっと住み分けされてきたと、差別化されてきたという経緯があ

ります。そのことを踏まえてね、現況で今後どうしていくかというのを考えたときに、非常にやっぱり明瞭なのは、今回の資料でも、元町幼稚園が募集人員16人に対して45人入って、これ事前にお伺いしましたら、内定者16人ということなのでね、もう来ているわけですよ。私、こういう話聞いたんですよ。認定こども園化は柳町、元町、今度、明化がもうすぐできるって話なんです。そうすると、明化小の学区域に引っ越した方がいるんですというような話もね、これ伺っております。

だから、そうすると、上田委員も触れられていたように、一つは施設の問題かなというものもあります。施設の点は学校のほうも頑張っているというのはもちろんあると思うので、それはそれとして、私は一つ求めたいのは、幼稚園における、要するに、給食の提供ですよ。学務課長さんも先ほど少し給食というのは触れられておりましたけども、他の区を見ますと、区立幼稚園で中央区、北区、台東区、荒川区、千代田区、渋谷区ということで、弁当給食なんかも含めてですけどね、いろんなやり方がある。お金を渡すというところもあるんですけども、学校の給食無償化になったのと軌を一にして、そういう方向にも踏み出しているという報告があります。やっぱりお弁当をつくる負担というのを、それを負担として捉えれば、解消していくという方向で利用申込み、入園申込みや入園というようなことがね、中身はいいことを頑張ってやっているわけですから、そういうことで選択していただけるというような環境を大いにつくり得るといふふうに思うんですけども、この点については、先ほど給食というのをちょっと触れられましたのでね、いろいろ考えたことあると思うんです。答弁していただけますでしょうか。

○板倉委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 教育施設で給食を提供するというのは、大きな目的として食育ということもあります。安全で安心な給食も提供しなきゃならないというようなところで、基本的には学校等、今後のこども園とかについても栄養士をきちんと、栄養士なり栄養教諭をきちんと配置した上で、安全な給食を提供しているというような前提があるかなと思っております。弁当給食の形になりますと、そういったところで栄養士等が、そもそもですけど、幼稚園の中では自園式といいますか、調理施設がないのでそれはできないと。こども園になって初めてということがございますので、やはりそういったところでも、給食の提供って、ただ単に保護者の方の負担軽減でお弁当を出せばいいということではないと我々は考えております。だから、そういった食育であったり、安全性、職員の配置も含めた安全性、そういったものもきちんと担保した上で議論はしなきゃならないかなと思っておりますので、委員おっ

しゃるように、他区の状況とかというのも私どもも聞いてはおりますので、他区と同じやり方をすればいいということではなくて、文京区の幼児教育施設としてふさわしい形できちんと提供できない限りは、すぐに弁当給食にしろ提供するという考えはございませんので、今後、そういったところも含めて研究していくものだと考えております。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 私がさっき挙げた区の名前は、全部23区調べたわけじゃないんですよ、近隣区を少しばっとネットとかなんかを見るとね、それが出てくるということなので、研究というふうに答弁ありましたけども、教育条件の拡充・整備という方向でね、ぜひ私は検討していただき、その上で入園の状況をどうなんだということがやっぱり比較検討できないとね、今の申込みニーズや、教育、幼児教育へのニーズという点からもね、給食の提供が食事の提供、食育という観点でいいと思いますけども、求められていると思いますので、その点についてはお願いをしておきたいというふうに思います。

以上です。

○板倉委員長 以上で、報告事項3を終了いたします。

続きまして、報告事項の4、こども家庭センター機能の強化と実施体制の整備について、報告事項5、ヤングケアラー支援における事業の拡充と体制の強化についての説明をお願いいたします。

大戸子ども家庭支援センター所長。

○大戸子ども家庭支援センター所長 まず、資料第3号を御覧いただきたいと思います。

まず、概要でございますが、法律の改正を踏まえまして、これまでの機能連携に、こども家庭センター機能とその実施体制を整備しまして、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な切れ目ない支援の充実と強化を図るものでございます。

次に、項番2のこども家庭センター機能を強化するための具体的な取組につきましては、(1)から(3)までの3点となります。内容につきましては記載のとおりですが、別紙、こども家庭センター機能実施体制イメージ図を御覧ください。こちらにて、項番3の実施体制について併せて御説明いたします。

まず、母子保健と児童福祉の一体的な支援では、イメージ図の真ん中にあります左右矢印の両機能のシステム相互閲覧による共有及び連携対応を行ってまいります。また、イメージ図では連携という矢印で、連携という矢印でお示ししておりますが、4月に開設いたします区児童相談所におきましても、子ども家庭支援センターとのさらなる適切な支援連携が行え

るよう、双方共通の児童相談管理システムを整備いたしまして、リアルタイムでの子ども家庭支援センターとの共有に加え、母子保健システムの閲覧が可能となります。これによりまして、これまで以上に迅速な情報共有が可能となり、緊急支援を必要とする子どもとその家庭に対し、両機能が迅速かつ適切にアセスメントを行うことが可能となります。また、それらを基に、母子保健機能、児童福祉機能のうち、主担当を担う機能において、双方による支援を提供することが必要だと考えられる場合には、速やかに統括支援員が各機能からの相談を受けた後、イメージ図の真ん中にお示ししております合同ケース会議の開催の判断を行いまして、こども家庭センター長の下、統括支援員の業務マネジメントにより合同ケース会議開催並びに要保護児童対策地域協議会の枠組みを含めた支援方針の決定などを行ってまいります。支援を必要とする子どもとその家族に対し、適切なアセスメントに基づく一体的な支援を行ってまいります。

実施体制といたしましては、こども家庭センター長には子ども家庭支援センター所長が当たり、統括支援員につきましては、母子保健では小石川保健サービスセンター及び本郷支所に各1名、保健師の主査を専任として、また、子ども家庭支援センターでは、福祉職の主査1名を配置いたします。合計3名となります。

サポートプランの作成・更新につきましては、他区担当の、あ、地区担当の保健師及び子ども家庭支援員が行います。サポートプランについては、イメージ図の真ん中の下、矢印でお示ししてあります妊産婦等で支援の必要性が高い妊産婦及び子どもとその保護者、家庭に対し、まずはプランの説明と支援内容等を共有しまして、その後、手交、いわゆる手渡しを行ってまいります。内容は、生活環境の変化や困難内容と成長状況に合わせ、必要に応じ更新いたします。

地域資源の開拓と活用につきましては、シビックセンターに来庁されなくても、地域で気軽に子育てに関する相談ができるよう、地域子育て相談機関の整備を行ってまいります。子育てひろばなどの相談支援連携を考えております。

最後に実施時期ですが、令和7年4月1日であります。

続きまして、ヤングケアラー支援における事業の拡充と体制の強化について、資料第4号を御覧ください。

まず、概要でございますが、現在行っておりますヤングケアラー支援について、「知ること、気づくこと」、特に子どもたちへの広報・啓発活動の取組をさらに広げまして、要保護児童対策地域協議会、いわゆる要対協ですね、と重層的支援体制整備事業による適切な相談

支援につながる体制の強化を図るものでございます。

項番2、「知ること、気づくこと」への広報・啓発活動の新たな取組といたしましては、4点となります。記載の(1)から(3)につきましては、今後ですが、主に教育委員会並びに学校との協議の中で連携して実施並びに整備に向けた取組を進めてまいります。(4)につきましては、9月から11月の文の京こども月間におきましても、区に広く啓発を促してまいります。

次に、項番3、体制強化への新たな取組といたしましては、2点あります。一つ目は、ヤングケアラーコーディネーターとして、新たに元ヤングケアラーの方を配置いたします。項番2の(3)の子ども向け講演会の講師を担うことで進めております。現在、NPO法人の代表を務める方をヤングケアラーコーディネーターとして配置することを検討、考えております。二つ目、要対協の構成員に介護・高齢者分野の関係機関を加えるとともに、研修の充実と強化を図り、関係機関の支援実務者の人材育成にも努めていきたいと考えております。

次に、本人及び家族支援への取組といたしましては、記載のとおりでありまして、引き続き、社会福祉協議会と連携しまして、適切なアセスメントにより支援を行ってまいります。

最後に、実施につきましては、令和7年4月1日から順次行ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○板倉委員長 多田部長。

○多田子ども家庭部長 ただいま、資料4号により、本区におけるこども家庭センター機能の強化について、子ども家庭支援センター所長から説明させていただきましたけれども、私のほうから補足の説明をさせていただきます。

本事業については、昨年10月の決算審査特別委員会において御質問がありまして、その際に、こども家庭センター所長について、新たにこども家庭センター所長を設けることは考えていないと子ども家庭支援センター所長が答弁しておりますけれども、本区においては、こども家庭センター所長については、子ども家庭支援センター所長を充てるとただいま御説明したとおりであり、決算委員会での場では、こども家庭センター所長機能のために新たに1名の人員を配置する考えはないと御説明するべきで、正確性に欠けるものでした。訂正しておわびしたいと思います。

○板倉委員長 では、山田委員。

○山田委員 私、手挙げて、ごめんなさい。

○板倉委員長 違いますか。

浅田委員。

○浅田委員 先ほど部長のほうから御説明をいただきましたが、この間、この間というのは、厚生委員会であったり、あるいはこの委員会で、このというのは子どものね、委員会で、品川区の視察をしたりをして、各自治体でいろんな取組の中で、特に子どもについては一体的、切れ目のない支援を行うということが各自治体でもいろいろなところで行われていて、それを視察をさせていただきました。それで、その中で、やっぱり各自治体がどういう組織を配置するかということが、一番その自治体の今やろうとしている目的に合っているんじゃないかというふうにやっぱり感じました。

今回、先ほど説明ありましたけれども、こども家庭センターの設置をしているところもあれば、あくまで機能の、機能の充実というふうにされている自治体もありました。文京区としてやっぱりその姿勢ですよ。これだけ子育てに力を入れてやってきている自治体として、そこにおける困難を抱える家庭であったり子どもが現存するという中において、それを支援するというのであれば、そこにやっぱりきちっと部署を置いて、あるいは明確にその仕事に当たる人を配置して行ったほうがいいんじゃないかという声を随分いただきました。

これについて、機能と、機能の充実ということでの答えだったろうというふうに思いますが、姿勢としてね、文京区の姿勢として、これからやっていく上でね、どうなんでしょう、きちっと組織を、組織及び責任性を明確にして、この子どもたちへの一体的、切れ目のない支援に当たるという姿勢を見せてはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○板倉委員長 大戸子ども家庭支援センター所長。

○大戸子ども家庭支援センター所長 先行区の事例も、一応、こちらのほうで確認をしてきておるところでございます。委員おっしゃるとおり、やはり姿勢、それから取組方針、それから責任、そういったものは非常に大切だというふうに思っております。これまでも、切れ目のない支援を保健サービスセンターと子ども家庭センターとが、まさに専門職の高いマインドで主体的に連携して維持してきたところでございます。また、要対協におけるケース会議や主任児童委員やスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーなどもですね、による地域での見守り支援などもしっかりと適切な支援に努めてきたところでございます。今後、母子保健、保健サービスセンター及び児童福祉、こども家庭センターにおける、機能、責務の責任は、それぞれの長は行いますが、こども家庭センターにおける支援の最終判断については、統括支援員の判断の下、子ども家庭支援センター所長が行ってまいりたいというふうに考え

ております。

○板倉委員長 浅田委員。

○浅田委員 今回の法改正の中では、こども家庭センターの設置ということが言われていて、確かにこれは努力義務ということですよ、努力義務。努力義務というのは、努めなければならぬということですよ。設置するということと、努めなければならぬということでは、ちょっとね、その重みというんですかね、責任性というんですかねが変わってくるんじゃないかなという危惧が正直言っております。

それで、そうは言っても、具体的にやらなきゃいけない、やらなきゃいけない。合同ケース会議において、いろんな事例、本当に多種多様、複雑な事例を協議しますよね、しますよね。この合同、じゃあ、その合同ケース会議において、最終的にこういう意見がありました、こういう意見がありましたというので終わると、一番不幸な事態になるわけですよ。最終的に誰が責任を持って、責任を持って最終的にこういう対応をしよう、こういう具体的な対応をしようということを決めて、指示をして、実行するのか。その責任者は明確にどなたになるのかお答えください。

○板倉委員長 大戸子ども家庭支援センター所長。

○大戸子ども家庭支援センター所長 これまでもですね、子ども家庭支援センターの所長が、母子保健から児童福祉につなぐ、また、連携した支援について、毎週木曜日なんですけれども、支援会議というのを実施して、子ども家庭支援センター所長の下に適切な支援、支援方針を立ててきたところでございます。

今回、子ども家庭支援、こども家庭センターにおける合同ケース会議におきましては、委員がおっしゃるとおり、責任者は誰なのかということですけど、子ども家庭支援センターの所長が責任の下、受けて、支援方針を決めていくという形になります。

○板倉委員長 浅田委員。

○浅田委員 厚生委員会、それから、この子育ての委員会で視察をさせていただいて、各自治体のお話を伺った中で、最終的に、今、言われた責任者なんですよ、責任者。最後は判断をして、様々な支援を具体的な行動に移すということが、これがやっぱりないと、結局ね、ほかの自治体の、じゃあ、責任者、誰が最後判断されるんですかって言ったら、いやいや、その会議に集まっているみんなですとということが多くの自治体でもあるんですよ、あるんですよ。ですから、今、言われたので言うと、大戸課長がその最終責任者ということですよ、よろしいわけですか。

○板倉委員長 大戸子ども家庭支援センター所長。

○大戸子ども家庭支援センター所長 支援につきましては、要保護児童対策地域協議会の中で、まさに一体的に連携して支援を行っております。また、今度4月から開設します児童相談所、こども家庭センターは、児童相談所とも密接に緊密に連携して支援を行っております。そういった中で、子ども家庭支援センターのこども家庭センター機能のいわゆる合同ケース会議につきましては、支援の責任者と決定の責任者は子ども家庭支援センター所長となります。それ以外に、子ども家庭支援センターは、要対協、要保護児童対策地域協議会の調整機関となりますので、様々な機関としっかりと連携し、その中で、ケース会議等を踏まえまして適切な判断を行っていく、そういった責任を担っているというふうに認識しております。

○板倉委員長 浅田委員。

○浅田委員 もう最後で終わります。要保護児童対策地域協議会を招集して、その中に合同ケース会議、特に合同ケース会議が一番重要だろうと思えますけれども、そこにおける責任者及び判断を下す、最終的に判断を下して実行するというのは、大戸課長でよろしいですね。

○板倉委員長 大戸子ども家庭支援センター所長。

○大戸子ども家庭支援センター所長 そのようになります。

○板倉委員長 ほかに。

宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。一体的な切れ目のない支援の充実に向けての保健衛生部と子ども家庭部との連携をさらに強める取組ということで、具体的な図面にもしていただいていますけれども、三つの取組をしていくと。具体的には、システムの共有、また、サポートプラン作成ということでございました。

お伺いしたいのは、これによってさらに切れ目のない支援が充実していければという期待をしていますけれども、要支援者ですね、この方々は今でもそれぞれの部署で把握をされていると思うんですけども、その橋渡しも今後はうまくいくというふうに期待されますが、その対象となっている人数が大体どれぐらいいらっしゃって、それで、これからこの対応される保健師さん、また支援員さん、この対応のできる人数がどのような体制であるのかお伺いしたいと思います。

○板倉委員長 大戸子ども家庭支援センター所長。

○大戸子ども家庭支援センター所長 実際に、今回、こども家庭センターとして、また、子ども家庭支援センターが今抱えている支援ケースにつきましてはの人数というのは、私、正直言

って、今、お答えすることができないんですが、その中でも、やはり委員御指摘のとおり、本当に要支援、いわゆる居住実態が文京区にあって、出産後の養育について、また出産前において、支援を行うことが特に必要と認められる妊婦、そういったもの、そういった方々がいわゆる特定妊婦という、子ども家庭支援センターでは捉えているんですが、そういった方のまず予防的支援の強化には、そこに支援を充てていく、手を当てていくということが大事だというふうに思っております。

その人数といたしましては、令和、2年前の令和4年度の数字で申し訳ないんですが、21件ございました。現在、令和6年度を行っているわけなんですけれども、この人数よりも増えているということで、子ども家庭支援センター所長として報告を受けているところでございます。

○板倉委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。今後、合同ケース会議が開催されるということで、その前提といえますか、サポートプランも策定をしていくということなんですが、保健衛生部のほうでは特定妊婦という位置づけがあって、それに相当するということに、ここでは書いていますけれども、特定妊婦に相当する妊産婦等へのということで、あまり限定しないで広く対象をして、対象者にしていただければと思うんですけども、こちらのほうは先ほどおっしゃったように21件、令和4年度、令和6年度は増加しているだろうということでした。

それで、今の現在の子ども家庭支援センターのほうでも、要保護児童対策地域協議会などでもケース会議が開かれていると思うんですが、そちらのほうの人数とかは把握されているんでしょうか。また、私が聞きたいのはですね、先ほど質問しましたが、体制としてしっかり人数、このケース会議に当たる、またサポートプランに対応される人員がしっかりと体制をとっていただきたと思うのが質問でございます。いかがでしょうか。

○板倉委員長 大戸子ども家庭支援センター所長。

○大戸子ども家庭支援センター所長 全てが合同ケース会議に諮られるわけではありませんが、その中で、要保護児童対策地域協議会では、本当に個々個別のケースに当たりましては、その要保護児童対策地域協議会の関係機関が必要に応じて集まった個別ケース会議という支援、会議を行っております。この会議が大変重要で、まさにその家庭、子どもにどのような支援を充てていくのかという会議でございますが、この会議が令和4年度は60件行っておりますが、令和5年度は109件と増えてきているところでございます。令和6年度についても、このぐらいの数字、もしくは増につながっているというふうな形で私は認識しております。

○板倉委員長 大塚保健サービスセンター所長。

○大塚保健サービスセンター所長 今、御指摘いただいた部分の特定妊婦のところ、保健衛生部としては、さらに国際的にも思春期というふうに考えられている25歳以下の方にも同じような形で対応しなければならないなというふうに思っているところ。東京都とその部分、今までもお話をさせていただいたところでは、25歳以下でパートナー、もしくは御主人しかサポートしてくれない方々というのは、やっぱり育児困難に陥りやすい、経済的にも不安定なところもあるというところがありますので、そこも踏まえた形で我々は対応していきたいなというふうに思っているところ。

○板倉委員長 宮本委員。

○宮本委員 大体分かりました。ありがとうございます。体制として、そのサポートプランをつくられる方、合同ケース会議に参加される方、あまりにもこのケースが増加し過ぎて、対応ができないというようなことにならないように、人員配置等もしっかりと整えていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 私も人員配置のことを聞こうと思っていたわけですが、いずれにしても母子保健と児童福祉の連携を図ることは極めて重要だというふうに思いますので、人員配置の人数ですね、この統括、今回の肝になっている統括支援員というのは、この保健所側のほうと子家セン側でね、それぞれ何人配置する予定なのか。それから、これは合同ケース会議になった場合、その方たちが活躍されるということです、この機会に、そのケースそのものに対応するのかな、この保健所のほうで言えば保健師の方の人数、それから、子ども家庭支援員の方の人数をお示しいただきたいんだけど、それをお示しいただくときに、やはり専門性ということ、それから正規の職員で、やっぱり職能を育てていく、育成していく、先ほど報告の中でも人材育成という言葉ありましたけども、それが求められるというふうに思うんです。だから、人数それぞれ示していただくときに、福祉職は何人なのか、正規は何人なのかという、そういう内訳も示していただきたいというのが最初の質問。

それから、2点目に、冒頭に部長からの御説明があった点で私もちょっと1点確認したいんですが、責任者は子ども家庭支援センター所長ですというのは先ほど答弁あったとおりでと思うんですけども、そうしますとね、この資料、この別紙の資料にあるこの兼務というのは、兼務というのは何なのかということになるんだと思うんです。兼務というと、よく兼務発令ということで、発令を受けていますという方が時々いらっしゃいますけども、そういう

形で兼務に当たるということになるんですか。先ほどは責任者どなたか、どなたなのかということでは、子家センの所長ですということでありましたけども、統括支援員の方の保健所のほうの統括支援員のほうの方から見ればね、どこからその指示系統が来るのかということについて、間違いなくそれは子家センの所長なんですよということ、指揮系統のところには迷いはないという形に当然なりますということになると思うんだけど、現実には、例えば兼務発令している場合としてない場合とで、何か位置づけ変わるのか変わらないのかということもあろうかと思うので、その辺についてどのようになるのかというのを確認したいということでもあります。

○板倉委員長 大戸子ども家庭支援センター所長。

○大戸子ども家庭支援センター所長 正規職員、福祉職の正規職員の配置ということでございますけれども、それに絡めまして、統括支援、配置、人員配置につきましては、母子保健と保健サービスセンターと子ども家庭支援センターのほうで別々にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、子ども家庭支援センターにつきまして、統括支援員は福祉職の主査1名を充てる、配置いたします。合同ケース会議につきましては、これは母子保健、それから児童福祉の合同ケース会議になりますので、ケース会議の体制といたしましては、統括支援員と、それから主にセンター長という形になります。ただしですね、ケースの内容に応じて、実際に携わっている保健師並びに福祉職がその場に、会議に出席を必要な場合は、それを求める形で体制を組んでいきたいと思っております。

あと、福祉職の正規職員の人数でございますけども、これまで児童相談所の開設、それから、こども家庭センター機能整備に向けまして、正規職員の増員配置を行ってまいりました。福祉職につきましては、正規15名、そのほかに、会計年度任用職員といたしまして2名配置しております。

○板倉委員長 大塚保健サービスセンター所長。

マイク入れてください。

○大塚保健サービスセンター所長 母子保健のほうでまいりますと、統括支援員につきましては、シビック側に1人、それから本郷に1人、計2名で、これは主査級の職員を配置させていただきます。

実際に関わる保健師の部分ですけども、全て正規職員という形になりまして、両所で28名の保健師が請け負うような形になります。文京区の場合は、地区担当保健師という形になり

ますので、子育て、母子保健課に専任という部分は今までは設けていなかったんですけども、今回の統括支援員に関しましては、地区担当保健師から外しまして、母子保健に専念する形で対応をやらせていただくということになっています。

○板倉委員長 金子委員——あ。

○大塚保健サービスセンター所長 すみません。

○板倉委員長 どうぞ。

○大塚保健サービスセンター所長 兼務の部分ですけども、これ指揮命令系統という部分で、今回の部分としては、こども家庭センター所長が全権というか、権限を設けているところがありますので、私の下に職員としているのは変わらないんですけども、この合同ケース会議の案件につきましては、こども家庭センター長が責任を持って指示・命令を出すという形になります。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 分かりました。専門で正規の職員が、まずそういう形で一定確保されているということで、その体制をしっかりとつくって、職能の育成についても頑張っていたきたいというふうに思います。

それで、もう一点だけ、このこども家庭センター機能を設けるに当たっては、そういうことで、連携することが重要なんですよということややるわけだけども、先ほど浅田委員も紹介されていたように、法律上の努力義務だということや、そういう機能が必要だよというふうに国が言うならね、財源保障ということも当然必要だよというふうになってくると思うんですよ。それで、肝になっているその統括支援員や、もしくは、今度のこの機能強化のためにどのような国の財政負担がされているのか、どこまでされているのか、その点についても確認をしておきたいと思います。

○板倉委員長 大戸子ども家庭支援センター所長。

○大戸子ども家庭支援センター所長 詳細な金額については、ちょっとこちらのほうで、今、手持ちの資料がございませんので、どういうふうな財源確保ということでございますけれども、まず、統括支援員につきましては、国の補助金、交付金を活用いたします。これは、1センターの機能設置につきまして、1人統括支援員の交付金が支給されるということになります。あ、交付されるということになります。また、このたび御説明させていただきましたシステムの改修等々、これにつきましても、交付金のほうで国のフォローが出るような形となっております。

○板倉委員長 大塚保健サービスセンター所長。

○大塚保健サービスセンター所長 母子保健の部分に関しましては、財源としては、やはり国と都のほうから出ておりました、重層的支援体制整備事業補助、交付金、それから、とうきょうママパパ応援事業補助金ですね、こちらのほうを賄うことが確認されています。

○板倉委員長 金子委員。ああ、いいですか。

上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。こども家庭センターについては、子育て支援計画にもしっかりと書き込んでくださいとお願いしていたところ、今回の子育て支援計画の最終のまとめに間に合ったのはよかったなというふうに思っております。

このこども家庭庁のガイドラインを見ながら確認をされていて、一定、こども家庭センターの機能等については、サポートプランの作成とか合同ケース会議等、それに基づいた形で組織を考えていらっしゃるということは分かりました。このこども家庭センターのところで、連携等が必要というふうにされている、支援をしていこうという、そういう対象として、例えば障害児等があるんですけれども、そちらの部分について、より一層その連携先としてですね、例えば児童発達支援センター等も考えられるかなというふうに思います。もちろん障害福祉課もだと思えるんですけれども。

私、本当は子ども・子育ての特別委員会で視察先として、児童発達支援センターと教育センターと子ども家庭支援センターが一体になっている施設を提案させていただいたんですけれども、別のところに視察に行くということになってしまったので仕方がないかなというふうに思うんですが、そういった児童発達支援センターとの連携等を、今後、進めていくことが必要なんじゃないかなというふうに思います。そちらはしっかりと強化していただけるのかということをお聞きしたいというふうに思います。

それから、統括支援員は、先ほどからのお話で、保健所のほうは保健師さんで、子家センのほうは福祉職というふうに伺っております。やはり、結局、専門職の人材育成の話をお聞きしたかったんですけれども、児童相談援助担当課長は児童福祉司というふうにお聞きしていますけれども、こういった子どもを支援するための専門職の方のローテーション、人事ローテーションですよね、こちらのほうもしっかりと、児童相談所もそうですし、子家センもそうですし、こども家庭センターの統括支援員を担えるような人材を育成していくという意味でも、とか、児童発達支援センター、障害福祉課、幼児保育課等々、ローテーションしていく必要があるというふうに思うのですが、そちらについてはどのような計画でいらっしゃる

のか伺いたいと思います。

○板倉委員長 大戸子ども家庭支援センター所長。

○大戸子ども家庭支援センター所長 1点目の、児童発達センター、センターの方々との連携を深めていくということ、これにつきましては、要対協の中でその部分もしっかりと捉えまして、今後、構成員として組み入れていけるかどうか、前向きに検討を進めていきたいというふうに考えております。

それから、専門職の人事ローテーションにつきましてはなんですけれども、まさに4月から開設します児童相談所との連携も大変重要な部分で、人事ローテーションも、そこも考えていかなきゃいけないというふうに考えております。そういった中で、まずは4月に児童相談所が開設いたします。これがすぐ機能として連携をしていくわけなんですけれども、そこでのスキルアップをそれぞれしっかりと行いながら、その後、一定期間を見ながらですね、委員御指摘のとおり、人事ローテーションにつきましてはしっかりと全庁的な、横断的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○板倉委員長 大塚保健サービスセンター所長。

○大塚保健サービスセンター所長 保健師の育成の部分ですけれども、こちらのほうですが、健康推進課のほうで保健師育成計画という形を策定している、今、準備に入っているところでございます。部署としては、様々な部署を今も保健師のほうを配備させて学んでいただいているところでもありますし、来年からスタートします児童相談所、そちらのほうにも来年度から保健師が2人という形で育成をしているところでございます。

今後、やっぱり福祉の視点からも、我々としては考えていかなければならないというところも当然あるかと思しますので、保健師の育成計画にさらに厚みを持たせて、将来を担えるような保健師、そちらのほうを育成してまいりたいと思っております。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。そうですね、保健師さんについては、統括保健師さん等についてもこれから検討していただきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

あとは、地域子育て相談機関として子育てひろばを検討していらっしゃるということで、まず、一番最初にリスクを発見できるのは、ネウボラ面談かなというふうには思っているんですけれども、そのお申出というか、近くにある子育てひろばに直接いらっしゃるみたいな形というのは、そんなに多いのかなというふうに気になってはいるんですけども、子育てひ

ろばを相談機関とされた理由等があれば教えていただきたいと思います。

あと、特定妊婦については、私がたまたま他区の行政書士さんと話していたときに、外国人の方でシングルマザーの方で、就労ビザで、妊娠してしまって産休に入ったら解雇されて、強制送還かもしれないみたいな、そういうケースもあるんだよみたいな話を聞いたことがあって、それは大変だなと思ったので、やはり様々な方がいらっしゃるので、法的なサポートというものをしっかりとこのこども家庭センターの機能の中で行っていく必要があるかというふうに思うのですが、そちらのほうはどのような仕組みになっているのか教えていただければと思います。

○板倉委員長 大戸こども家庭支援センター所長。

○大戸こども家庭支援センター所長 まず、子育てひろばを地域の相談機関に整備するというところでございますけども、今、こども家庭支援センターには、親子ひろば、びよびよひろばがございます。そういったところから、そこからまさに支援につなげていく、相談につなげていくというも行っているところでございます。子育てひろばは、まさに相談機関の支援をつなぐ意味で拡充していくという捉え方で広めていきたいというふうに思っております。

確かに、あと、ネウボラ面談から支援が始まっていくわけなんですけれども、今度、令和7年の4月以降、妊産婦の8か月を一応目安にしているんですけれども、その健診の後に、びよびよひろばの見学会を検討したいというふうに、進めていきたいと考えています。そこで、そういった形で孤立化、孤立した子育てとか、そういった養育困難というところをしっかりとキャッチしていきたいというふうに考えております。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 え、大塚さん。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 ああ、はい。答え、ない。

○板倉委員長 大塚保健サービスセンター所長。

○大塚保健サービスセンター所長 すいません。今、御指摘いただいたネウボラ面接というのがやっぱり一番大きなポイントになってはいるところであります。その後に、やはり妊婦との関わり合いというのは、やっぱり両親学級やら、それから母親学級ですね、こちらのほうが一昨年から非常に充実させたプログラムをとらせていただいているところです。利用者の方も非常に、今までは取りづらかったものが取れるような形になってきておりますので、そういう意味で、広く区民からの問合せ、困難事例、そういったものは聞いていけるかなと

いうふうに思っておりますし、それに合わせた形の職員のほうも配備をさせていただいて、お話を聞く体制になっています。

先ほど言ったびよびよひろばの部分に関しましては、やはり我々のほうの健診の会場が3階というところがありますので、その3階のところにはいらっしゃるお客さんの方々については5階のほうを案内するというのは今までもやっではいるんですけど、さらにその部分を厚みを持って紹介をして、育児困難に陥らないというところにしっかりとサポートしていきたいなというふうに思っております。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。会派では、統括支援員が情報共有しやすい仕組みづくりをしてもらいたいとか、あとは児童相談所が今度設置されますので、たくさんの専門職を抱えている子育て支援のシンクタンクみたいに文京区としては活用できるんじゃないかなというふうに期待していますので、児童相談所の意見を聞いて、困難を抱える家庭とか児童をサポートしてもらいたいということ。それから、属人的にならない組織づくり、今、この体制は、もうある程度、これで4月からスタートしたとしても、修正しながら、もちろん大戸所長がこども家庭センター長になられるということですから、これほど頼もしいことはないと思いますけれども、ね。ですけれども、属人的にならない組織づくりというものを、今後、修正しながらつくっていただきたいと思います。ありがとうございます。

○板倉委員長 それでは、報告事項4を終了いたします。

続きまして、報告事項の5、ヤングケアラー支援における事業の拡充と体制の強化についての御質疑。

吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。ヤングケアラー支援における事業の拡充と体制強化ということで、その効果に期待しているところなんですけれども、私からは、2の(1)の、あ、2の(2)のところですかね、子ども相談窓口である「子ども応援サポート室」の充実というところでちょっと質問させていただきたいと思うんですけれども、子ども応援サポート室の利用状況なんですけど、令和5年度ですかね、14件であったとお聞きをしております。相談がないという状況はすごい一番ベストな状況、状態ではあると思うんですけれども、それにしても、ちょっと14件の相談というのはちょっと少ないのではないかなという印象を受けているんですね。なので、今後、充実を図るということなんですけれども、具体的な取組について教えてください。

あと、子ども応援サポート室の周知徹底についても併せてお願いしたいと思っております。あと、ここで得た相談が支援策につながるような連携体制の構築が必要であると考えているんですけれども、そういった連携の強化というところも重要になってくると思うんですけれども、今までの相談実績でどのような支援策につながっていったのかという点、お話しできる範囲で構いませんので、ちょっと教えていただければと思います。

○板倉委員長 大戸子ども家庭支援センター所長。

○大戸子ども家庭支援センター所長 まず、確かに14件なんですけども、相談がない、委員おっしゃるとおりですね、なければいいのかということでもあるんですが、子どもたちは様々な悩みを抱えていると思います。そういった中で、まず、今後考えていきたい取組といたしましては、まず、区立の小・中学校の全校生徒に現在配付、貸与されておりますタブレット端末に、子ども応援サポート室へのリンクを設定を行いたいと思っております。端末から子どもたちが様々な悩み、気軽にためらわず相談できるよう、教育委員会及び学校と協議・連携して環境を整えていきたいというふうに考えております。

また、これまで、その子ども応援サポート室への周知の部分につきましては、これまでも区内の小・中学校の生徒さん、全校生徒さんに、子ども応援サポート室の御案内を入れました児童虐待防止マニュアル、子ども向けのを配付しておりまして、また新たに今年度、ポスターを作成しまして、学校に掲示を求めたところがございます。お願いしたところがございます。そういった形で、さらなる充実にも努めていきたいというふうに考えております。

あと、個々個別の案件なので具体的にはお示しできませんけれども、子ども応援サポート室の連絡を受けました子ども家庭支援センターの職員は、関係機関、要対協の中で情報共有しまして、支援につなげているケースもございます。

なお、今後なんですけれども、タブレット端末をうまく活用した相談支援につきましては、相談内容に応じましては、学校さんと情報共有を図りながら、その子に寄り添った適切な支援に努めてまいりたいというふうに考えております。

○板倉委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。今、お話伺って、区立小・中学校全生徒ですかね、にタブレットにリンクを張って、そういった相談を気軽にできるような環境を整備するというところで、そのタブレットに子ども、私も厚生委員会ですとか、この前、品川区にもこちらの委員会でも視察をした際にも、タブレットなどで、全員に配付しているタブレットでリンクを張って気軽に相談できる体制というものをやっぱりやって、取り組んでおられる自治体さん

が結構いらっしやいまして、すごいそういったものがつながってきたというような御報告もいただいていたので、非常に素晴らしい、よい取組かなと思うんですけども、例えばなんです、タブレットで相談を受けるという場合、今までのこの相談室の相談は電話とメールと窓口で選べる感じだったんですけど、タブレットだとあれですかね、メッセージか何かで相談やって、返信をする方がいらっしやるような感じなんじゃないかなと思います。

○板倉委員長 大戸子ども家庭支援センター所長。

○大戸子ども家庭支援センター所長 相談ツール、今でも行っている相談ツールですね、今、検討しているところがございますけれども、LoGoフォームみたいなところに入れていただいて、それをこちらのほうから確認するというスタイルをとっていきたいなということで、今、検討を進めているところがございます。

○板倉委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。そうですね、今、LoGoフォーム、以前から子育て支援課さんとかいろいろ、LoGoフォームをよく活用されていて、いろんなアンケート機能とかもカスタマイズしてつくれるということなので、そういった機能をぜひ十分に使っていただければと思うんですけども、あと、それと同時に、お子様、先ほど言っていたのが、お子様自身も相談をできる環境ということですので、返答する際の言葉遣いといいますか、先ほどの支援計画のときにもありましたけれども、概要版のまとめとかでもありましたけれども、ちょっと言葉も、その大人にする内容と、その年代とかに合わせてもまた変わってくると思いますので、そういったところは職員の返信する方がどういう立場の方になるのかというのはこれから検討なのかもしれないんですけども、意識をよりしていただければと思っております。

そして、周知については、さっき児童虐待防止マニュアルとかで周知をされているとおっしゃっていましたよね。あとは、例えばポスターですとかリーフレットとかチラシとか、そういったものもいろんな学校さんとかで目につくようなところに置いていただいたり、あとは、これメインとしては、多分、経済的な困り事や生活上の様々な悩みを抱えている子育て世帯の相談窓口ということで、お子様自身も、今後、対象になるのは素晴らしいんですけども、あとはその子育て世帯の親御さんとかの目につくようなところにもまたどんどんとチラシを置いたり、ポスターを貼っていただいたりとかして、支援策が行き届くようにして、こういった相談窓口があるよということが行き届くようにしていただきたいなと思っておりますので、ぜひ引き続きしっかりと取り組んでいただければと思います。よろしくお願ひし

ます。

あ、それで、ヤングケアラーはあれですね、区が把握している件数が30件ってないぐ
らいの数字で……。

（発言する人あり）

○上田委員 あ、そう、二十何件ですよ、そうですね。だから30件全然ってないよう
な数字なんですけれども、ただ、潜在的にはたくさんいらっしゃる可能性が多くて、そして、
なかなか上がってこない、特にお子様自身からはなかなか無自覚でやっていらっしゃる方も
いるし、上がってこないということと、親御さんとかもその余裕がなかったりして、あまり
その相談をするような体制にならないという、周囲の目が必要、重要なところと、あとは、
こういう相談をできるところに気軽に、かしこまらないで気軽に相談をできるという体制が
本当に重要ななと思っておりますので、本当に今回期待している取組ですので、よろしくお
願いします。ありがとうございます。

○板倉委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。質問まとめてさせていただきます。

今回のこのヤングケアラー支援については、スケジュール、本年の4月1日から実施をす
るということで、かなりのスピード感でまず取り組まれたことは本当にありがとうございます。
去年を思い出すと、12月の頭に先行区である品川区、私の提案をさせていただいたとこ
ろに委員で伺ったわけですけど、本当にやはり令和4年度ぐらいからいろんな実態調査や
ったりとか、コーディネーター配置したりとか、進んでいることというのが、しかも、あれ
ですよ、元ヤングケアラーがコーディネーターになっているということで、もう本当に委
員たちもびっくりしていたわけです。

それで、今回、まずお聞きしたいことが、上のほうからいきます。今、先ほど吉村委員が
(2)のところは聞いたのでそこは省きますが、まず、1の実態調査の実施というふうにあ
りますが、これはどんな感じでイメージをしたらいいのか、対象年齢とかどのようにやるのか。
学校のほうにそういうものを配るのかなというふうに思うんですけど、ちょっとこのスケ
ジュール感を教えていただきたいというのと、それから、あと、2番のところではタブレット
端末を使うというところで、これはヤングケアラーだけでなく、ほかの例えばいじめだ
ったりとか、不登校の、そういった心の問題、そんなのも掘り起こせたらいいので、そう
いうふうな感じの仕様になっていくのだろうかというところの確認と、それから、あと、3番
目の子ども向けの講演会の開催及び動画配信というのは、どんな感じでイメージしているの

か。

それから、あと、文の京のこども月間、これもどういったもののあれに載せるのか、何をどう、ちょっとイメージが湧かないので、簡単に結構なので教えてください。

それから、あと、元ヤングケアラーの配置、これは常駐になるのか、それとあと何名なのか。それから、あと、実際に相談の相手もしてくれるのかというようなところも教えていただきたい。

それから、2番、(2)番の要保護児童対策協議会の構成員の追加とありますが、この追加が——さっき説明ありましたっけ。

（発言する人あり）

○山田委員 じゃ、いいです。

と、あとは、4番の家事支援ってあります。この家事支援がどういうものなのか、品川区では配食もされていたというふうにありましたが、文京区ではそこもやるのかというところ。たくさんになりましたけれど、教えていただきたいと思います。

○板倉委員長 大戸子ども家庭支援センター所長。

○大戸子ども家庭支援センター所長 まずは、項番の2のところ、具体的なところになると思うんですけども、まず、実態調査につきましては、今、まさにこれからなんですけれども、学校並びに教育委員会とどのように連携して調査を行っていくかということこれから話し合っただけで進めていきたいというふうに考えております。スケジュール的に申し上げますと、まず、様々な周知啓発活動をこれから行っていくわけなんですけど、まず、子どもたちが「知ること、気づくこと」、また、今、もしかしたらヤングケアラーではないかと思っているお子さんに、まず気づいて知っていただくこと、啓発活動をまずここに組み立てられているものを行った後で、実態調査を行いたいというふうに考えております。

また、様々な相談、サポートを、子どもサポート室ですけれども、こちらにつきましては、委員おっしゃるとおり、まさに様々な相談ができるようにしていきたいと思います。小・中学生に配布されております児童虐待防止マニュアルには、例えば学校でのこと、友人とのこと、それからヤングケアラーに関すること、全て載せさせていただいておりますので、そういった相談ができるということを周知に努めていきたいと思っております。

あと、文の京の月間につきましては、こども月間につきましては、まさに子どもたちへの周知啓発は広めていくところでありまして、区民全体で、やはりそういったイベントを通じて広く周知を図っていきたいと思っております。

あと何だっけ。ごめんなさいね、ちょっとごめんなさい、すいません。あともう一点……。

○板倉委員長 コーディネーター。

○大戸子ども家庭支援センター所長 あと、子ども向けの講演会の開催と動画配信なんですけども、こちらにつきましては、子ども向けの講演会は、元ヤングケアラーの方のヤングケアラーコーディネーターの方をお願いして、実体験から伝えていくということを行っていきたいと思います。これにつきましては、CATVの御協力を得まして、録画、それから、できましたらYouTubeでの動画配信も行っていきたいと思っております。

あと、最後に家事支援のところですけど、こちらは子ども家庭支援センターでは、これは一般的な申請を受け付けていないんですけども、家庭支援ヘルパーという、必要に応じて母子保健と連携して行っている家事支援がございます。そこもヤングケアラーの家庭にできるように整備は整えたところでございます。

あと、配食でございますけれども、まさに委員がおっしゃるとおり、品川区に行かせていただきまして、本当によく見えてきました。まずは、なかなか入りにくい御家庭、ヤングケアラー家庭にその支援をつなげる意味で、公的支援につなげる第一歩として、配食支援はまさに必要なものというふうに考えておりますので、今後、その点については社会福祉協議会と改めて協議を進めて、ぜひとも検討していきたいというふうに考えております。

○板倉委員長 対体制強化のところ。

○山田委員 体制強化じゃなくて、ケアラーさんの配置が常駐なのか、どういう形で。

○大戸子ども家庭支援センター所長 ヤングケアラーのコーディネーターの配置につきましては、会計、子ども家庭支援センターの専門相談員、いわゆる会計年度任用職員として、職員として配置いたします。正規のヤングケアラーコーディネーター、福祉職もおりますので、2人が一対となってアウトリーチも行いますし、また、相談にも応じる体制を組んでいきたいというふうに考えております。

○板倉委員長 ほかに。

宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。いよいよヤングケアラーの取組が具体的に、これまで福祉部に、福祉部のほうで準備をしてきましたけども、今後はこの子ども家庭部のほうで具体的な取組をしていただくということで、ありがとうございます。

先ほど、山田委員の質問で、実態調査については周知啓発を行った後でということでありましたけども、品川区ではリーフをですね、リーフレットをつくって分かりやすく啓発され

ていましたけども、こういった取組は考えていらっしゃるのかお伺いしたいのと、あと、やっぱり文京区も私立の学校に通っているお子さんが多いので、この点についてはどう周知啓発を行っていかうと考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

それから、まとめてお伺いしますけども、重層的支援体制整備事業を活用するということですけども、今まで福祉部の皆様の答弁では、このヤングケアラーの取組が具体的な取組になるということだったんですけども、どのように落とし込まれていくのかお伺いしたいと思います。

○板倉委員長 大戸子ども家庭支援センター所長。

○大戸子ども家庭支援センター所長 まず、1点目の子ども、リーフレットについてでございますけれども、この間、12月に品川区のほうを視察させていただきまして、同行させていただきまして、その中の気づきもあるんですけども、子ども向けのリーフレット、分かりやすいもの、それから大人向けのリーフレットを新たに作成を考えております。

また、私立学校への、通う生徒、子どもたちへの周知につきましては、先ほど山田委員のほうにも御答弁させていただきましたが、子ども向けの講演会、そういったものをYouTubeで配信していくことも考えておりますが、まずは、その配信も含め、区報ぶんきょうに文京区の子ども、ヤングケアラー支援ということで、しっかりと周知をしていきたいというふう考えております。

あと、重層的支援体制整備との関係でございますけれども、区といたしましては、ヤングケアラーの家庭が抱える課題、こちらがまさに複合化、複雑化しております状況である場合には、要対協の枠組みの支援を広げまして、必要に応じて重層が持つ機能、支援会議ですね、そこと情報共有並びにケース会議を行うなどしまして、しっかりと連携して適切な支援につなげていきたいというふう考えております。

○板倉委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

私立の学校については、今ほどYouTube、講演をYouTubeで配信する、また、区報ぶんきょうでということでありましたけども、なかなかこの区報ぶんきょうを見る子どもたちはないかと思えますし、上手にこの子どもたちに届くような手法を用いていただきたいと思えますので、ぜひよろしく願います。ありがとうございました。

○板倉委員長 ありがとうございます。あと報告事項2件残っていますので、よろしく願いします。

上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。ヤングケアラーの実態調査、要望をずっとしてまいりましたけども、やっとしていただけるということで、よかったというふうに思います。

障害者・児計画、ああ、違う、障害者（児）実態・意向調査では、先ほどからお話ありましたように、実態が全然取れてなかったりとかしていたかというふうに思いますので、これである程度、見えてくるものがあるのかなというふうに思ったりもいたします。

時間があれですので、一つだけお聞きしたいのは、もうヤングケアラーって様々なパターンがあると思うんです。なんですけれども、一番ヤングケアラーになりやすいというふうに明確に分かっているものというのは、例えば、いわゆる兄弟児ですよね。障害者の兄弟姉妹がヤングケアラーになりやすいというふうに言われていて、ここの部分については障害福祉課と連携しながら、その障害児のいる御家庭のサポートをメニューを増やすとか充実させるということとともに、そこで一緒に暮らしている兄弟児がヤングケアラーになっていないかということを確認しながら必要なサポートをしていく必要があるのではというふうに思いますが、そちらについてお考えを伺いたいと思います。

○板倉委員長 大戸子ども家庭支援センター所長。

○大戸子ども家庭支援センター所長 まさに委員の御指摘のとおり、私どももその点につきましては、今後、慎重に協議を重ねて、ネットワークの中でしっかりとつないでいきたいと思っています。考えております。

なお、基幹相談支援センターとも、要保護児童対策地域協議会の実務者会議の中でも、その点についてはしっかりと情報共有を図っていきたいというふうに考えております。

○板倉委員長 上田委員。

（発言する人あり）

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 私は1点、今回の資料の概要の冒頭に書いてあります、このヤングケアラーの説明のところなんですけども、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っているヤングケアラー、こういうふうになっているわけです。これは、法律上の定義はそうなっているからということで書かれているんだというふうに思うんですけども、ヤングケアラー連盟の出している定義というのは違って、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家族や、あ、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものことと、こういうふうになっているわけです。この法律をつくる

ときにもね、国会でこの過度にというところが気になるということで、過度のケアを担うという表現が線引きになってしまうんじゃないかと。つまり、線引きというのは、自分は過度とまでは言えないということで、当てはまらないということで、というふうに感じて声を上げないことになっちゃうんじゃないかということ、国会の前に審議会の段階で、これ多分、元ヤングケアラーの方、当事者の方がそういうふうに指摘をされて、一応、法律はできたんですけれども。

それで、今日、委員会で聞いてきたように、様々な事業をやるということではね、もうここまで来ている、自治体のところまで来ているわけですから、過度か過度じゃないかということは別にして、必要な支援をやっていくという精神で実施していただくことが本当に必要だというふうに私も思うんですけれども、このような過度なという点で法律がつくられているということと、自治体の現場でこれからヤングケアラー支援をやるということとの間にね、現場のほうに接近して仕事をやるということで私はいいと思うんですけども、そういうことで頑張っていただけということではよろしいですか。

○板倉委員長 大戸子ども家庭支援センター所長。

○大戸子ども家庭支援センター所長 まず、委員のおっしゃるとおり支援が、ここまで様々な支援が進めておる中で、やはり要対協の枠組みの中での支援での現状とか、それから地域での支援、まさに主任児童委員やスクールソーシャルワーカーなどから、現場での相談支援や見守りについての報告を受けて、また御意見も伺っております。ヤングケアラーなのかどうなのかという判断については、なかなか難しい点があるというふうに思っております。そんな中で、まずはヤングケアラーと思われるお子さんをまずキャッチしましたら、その子をしっかりと、その子からしっかりと現況などを聞いた上で、例えば勉強に励む時間がない、部活に打ち込む時間がないよと、友人とたわいない時間、遊びの時間もないよと、そういった子どもとしての時間を引換えに家事や家庭の世話をしていることがある場合には、私どもといたしましては、ケアを必要とする子どもというふうに考えまして、その子どもとその家族を公的支援等につなげる、そういったことをしっかりと行っていきたいというふうに考えております。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 分かりました。ヤングケアラーの実態も、また、よく虐待などの実態、その原因はよく孤立にあるというふうに指摘されるわけでありまして、子どもを取り巻く環境や家族や地域の様々な結びつきを活用して、今の文京の実態にふさわしく支援を展開していた

だきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○板倉委員長 以上で報告事項の5を終了いたします。

続きまして、報告事項6、育成室及び都型学童クラブの新規開設について、報告事項の7、白山東児童館改修工事に伴う対応についての説明をお願いいたします。

鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 資料第6号に基づきまして、育成室及び都型学童クラブの新規開設について御報告いたします。

まず、1番、概要ですが、育成室の待機児童が依然として高止まりの状況であることから、令和7年4月に新たな育成室及び都型学童クラブを開設いたします。

2番、設置一覧は記載のとおり、育成室を4か所、都型学童クラブを1か所開設いたします。

主な施設の概要を説明いたします。3ページ目を御覧ください。（仮称）誠之第三育成室ですが、文京学院大学の寮を改修し、開設いたします。なお、こちらは次の報告事項と関連いたしますが、白山東児童館の隣にある誠之臨時育成室の移転先となります。

続いて、5ページ目を御覧ください。（仮称）昭和第一育成室になりますが、米印のとおり、建設工事が2か月ほど遅延をしているため、4月から6月中旬まで勤労福祉会館内で運営する予定でございます。

続いて、資料第7号に基づきまして、白山東児童館改修工事に伴う対応について御報告いたします。

1番、概要ですが、白山東児童館の老朽化に伴い、改修工事を実施いたします。工事期間中は施設全体は休館といたしますが、児童館及び育成室については、別の場所で事業を実施いたします。

2番、休館期間ですが、令和7年7月から令和8年7月までを予定しております。

3番、休館期間における児童館及び育成室事業ですが、白山東児童館は近隣物件において一部事業を実施いたします。また、白山東児童館内の白山東育成室については、この児童館の近隣にある誠之臨時育成室に移転いたします。なお、その誠之臨時育成室は、先ほどの御説明のとおり、誠之第三育成室に移転をいたします。

4番、今後のスケジュールは記載のとおりです。

説明は以上です。

○板倉委員長 ありがとうございます。

それでは、報告事項6についての御質疑ある方。

ほかり委員。

○ほかり委員 ありがとうございます。いっぱい聞きたいんですけど、時間ないみたいなので1個だけなんですけど、これ、学校からすごく近くて、誠之第三育成、すごくいい場所に整備していただいたなと思っているんですけども、もともと文京学院さんの寮だったというのを伺っているんですが、これを育成室に運用するのに、どういういきさつで話が決まったのかというのだけお聞きしたいんですけども。

○板倉委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 私どもの育成室の必要性につきましては、地域ですとか事業者など、様々な場面で周知をしております。そのことが相手方に伝わったかどうかは確認はできてないんですけども、相手方が所有する物件を有効活用したいというニーズがございまして、そこもマッチをしまして、相手方の申出により成立した物件でございます。

○板倉委員長 ほかり委員。

○ほかり委員 ありがとうございます。先方からの申出ということなんですけども、やっぱり区としても広報して用地探していますというのがあったせいもあると思いますし、この間、区長の施政方針であった東邦音大の跡地なんかも、地域に貢献したいという思惑は持っている方いらっしゃると思うんで、一層その学校の隣接地とか近隣のところへの呼びかけは引き続きやってほしいということと、議員さん、皆さん町の中のことは皆さんたくさん御存じだと思うので、議会からもここ活用できないのかというようなお話があれば、積極的に委員会等で御提案もできればなと思いますので、引き続きよろしくお願いします。

以上です。

○板倉委員長 ほかに質問ある方。

上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。待機児童対策をたくさんしていただいて、本当にありがとうございます。

で、これですけれども、子育て支援計画の中でニーズ量推計をして、毎年、そのニーズ量を満たすように、待機児童がゼロになるように、充足するように増室していくという方向性だったというふうに思います。この育成室の増室によって、待機児童は取りあえず来年度、7年度、ゼロになる予定なのかどうか伺いたいというふうに思います。

それから、次に都型学童のところなんですけども、こちらも私、以前から聞かせていただ

いてまして、この辺、まず青柳と、すいません、失礼しました、窪町が待機が結構あるので、あとはもう近いというところというところ、関口台町小学校も近いので、その辺の育成室の待機児童をこちらの都型学童で吸収できるんじゃないかというふうに期待したいという話をさせていただきました。その、何というか、これから説明会だと思うんですけども、もう終わったのかな、そちらのほうでそういった御意向、待機児童が減りそうな雰囲気があるのかどうかということを知りたいというふうに思います。

そして、都型学童については、やはりこれから東京都の予算が出てきて、認証学童に関する内容がある程度まとまりました。議論が取りまとまりました。そして、予算がつきましたということなんです。24億円とかついていますよね。そういったことから考えると、都型学童クラブ、これからはもしかしたら認証学童に移行するかもしれないという情報もありますので、そうすると、この都型、認証学童に、今回の新しくできる都型学童が認証学童への移行を見据えた、そういった施設整備だったりとか人員配置になっているのかということ、まず1点ですし、あとは文京区として、今回出された、東京都が出してきた認証学童クラブについて、どういった方向で対応していこうというか、ほかの都型学童も移行してもらおうというような考え方でいるのか。また、今、都型、認証学童について分かっていることの中で、今の文京区の育成室待機児童を解消するために役立つのかどうかということ、そこら辺を知りたいというふうに思います。

それから、もう一つ、やっぱり都型、認証学童の話と一緒に出てきているのが、朝の預かりの話ですよね。朝の預かりについては、浅田委員が、浅田議員が聞いていただいていたしまして、本会議で、他区の先行事例をこれから見てから検討しますという話だったんですけども、もう豊島区さんとか品川区さんとか出てきて、品川区さんは朝御飯も出すという話をしています。そういったことから考えると、やはり着々と考えていく必要があると思います。東京都の予算であると、来年度だと0.8億、8,000万円ぐらいしか出てないんで、すぐにできるかどうか、ちょっと確かにちゅうちょするところは分かるんですけども、待機児童対策という意味で、夕方だけではなくて、朝の部分についても考えていただきたいと思うのですが、今、現状、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○板倉委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 まず、待機が出るかどうかの見込みでございますけれども、今回の整備の状況を申し上げますと、今年度整備は4か所で50人程度、それから昨年の10か所整備した関係もありまして、受入れの数80人分程度でございますので、合計で、現在調整中ではあり

ますけども、定員としては130人程度増える見込みでございます。一方で、昨年以上に申請数が急増しておりまして、また、今回、こちらの育成室の位置を見ていただければお分かりのとおり、必要な地区に整備できなかったことによる地域偏在も生じるため、現在、入室の調整を行っているところでございますけども、待機児童はまだ算出はできませんが、相当数の待機児童が今年度も出てしまう見込みでございます。

それから、都型学童クラブのほう、今回、護国寺のほうでベネッセのほうで整備をいたしますが、委員からお話がありましたとおり、青柳からも近接しております。また、都型は送迎もございますので、窪町から、それから関口台町からも、実際にちょっと申請というか申込みが、今、100人ぐらい上がってしまっていて——あ、申込みじゃなくて、すいません、説明会に参加したのが100人ぐらいおりまして、その当然何十人かはこの都型を利用されるということであれば、この地区の待機児童も多少の貢献はされるのかなというふうに思っているところでございます。

また、都型が認証に移行するかどうかの部分につきましては、都からの補助もトータルでは24億円という予算も出ていますが、こういった補助が充実すれば、都型学童クラブからの認証への転換というのは期待できる、民営事業者の参入も見込まれて、育成室の待機児童の解消には一定の効果はあるものというふうに認識をしております。

これ、区としてどう関わっていくかという部分でございますけども、区立の育成室が認証制度に移行するかどうかにつきましては、今回、都のほうからも示された職員体制ですとか、あとは面積の基準の対応等で課題があるため、直ちに区立の育成室が移行するのは難しいのかなと思っております。区としての対応といたしましては、育成室の待機児童が高止まりを続けている現状におきまして、まずはこの加速化プランの下、待機児童の解消、それから保育の質の向上、それから定員の適性化、こういったものを同時に進めていければというふうに考えております。

最後に、朝の預かりでございますが、実際に本区でそのようなニーズがあるかどうか、既に地域の御協力もいただいて3校ほど実施をしておりますけれども、親の目線から考えれば、当然、一定のニーズというものはあるのかなというふうに推測をします。ただ、一方で、子どもの目線に立って考えると、それだけ長期間、学校にいていいのかというような考えもあるのかなと考えております。教育長の答弁でも申し上げたとおり、この問題につきましては、子育て世代の働き方、雇用主側の努力も必要な課題と捉えておりまして、引き続き、こども家庭庁の動向ですとか都の動向、それから試行で実施をします各自治体の動向、こういった

ものも、始めることで実績ですとか課題が浮かび上がってくると思いますので、そういったものも文京区のほうでしっかり注視をして研究してまいりたいと考えております。

○板倉委員長 浅田委員。

○浅田委員 1点だけ。今回、事業者が、セリオさんとか、ディアログさんとか、全国展開されているということで、それは信頼いただけると思うんですが、文京区の学童保育の方針と、それぞれの事業者さんがお持ちの保育理念なり保育方針、そことのすり合わせというのは必要だと思うんですけれども、その中でちょっと一つの例だけ。おやつについてです。

午後子どもたち、本当にお昼の給食から帰宅するまではね、途中でおなかもすくだろうということで、今、多くの、私が聞く範囲だと、多くの育成室では、おおむね2,000円、大体20回、1回100円のおやつ代を保護者から徴収して、それを指導員の方がおやつを買いに行ったりしながら対応していると、いただいているということですが、昨今の物価高で、おにぎり一つ買うんだって、今、コンビニのおにぎりだって一番安いのも110円か120円ぐらいしますよね。それで、今回の質問で、ちょっとプラスアルファ何とか区のほうでお願いできませんかって言ったら、いや、それはもう個々の対応になるので、それぞれ判断してくださいということだったんですけれども、それをやっぱり仮にね、ああ、仮にじゃない、保護者のほうで負担するにしても、どういう手続を踏んでね、例えば1回、今、100円なら150円にするなら150円にするんでもいいんですけど、どういう手続を踏んでやればいいのかというのが保護者の中からちょっと出されているので、その手続の方法をお願いいたします。

○板倉委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 今、委員からお話がありましたので、58、55の育成室の中で、ほとんどが2,000円で、幾つかの育成室では3,000円に、2,500円ですとか3,000円に移行している育成室も幾つかございます。この手続につきましては、このおやつにつきましては、区ではなく、委員も御承知のとおり、父母会のほうで主体的にやっているものでございますので、金額のほうも父母会のほうで決められるものでございます。なので、もし各育成室の中でそういった御議論が父母会の中であるのであれば、育成室側の職員と調整をしていただいて、金額のほうは変えていただくのは特に区として止めるものではございませんので、各育成室ごとに判断をいただければと思います。

○板倉委員長 浅田委員。

○浅田委員 すぐ終わります。問題、一番疑問なのは、新しく育成室がつくられるわけですよ。

そこに父母会の歴史もなければ経験もないわけですよね。その父母会、あるいは保護者の方が、どうやってやったらいいのか。だから、もっと言えば父母会を一から立ち上げなきゃいけないわけですよね、新しいところは。だから、そういうところに対して、区として一定のこういうことができますよということをきちんと伝えていただきたいんですけれども、その点をお伺いしたいんです。

○板倉委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 その件につきましては、民営育成室の事業者側に区としてしっかり伝えてまいりたいと考えております。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 そのおやつの問題、また、育成室の使用料の問題については、負担を解消していくという方向が、子育て負担の経済的な負担の解消という方向なのでね、それは改めてお願いをしておきたいというふうに思います。

その上で、元町育成室については、前の委員会の際に、本郷通りと壱岐坂通りを越えて通室するという流れになるので、安全体制はどうかということ、検討するというようなお答えありましたので、開室も目前ということ、どのようになったのか確かめておきたいと思います。

○板倉委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 この安全確保に向けては、大変重要な課題と捉えておまして、前回の委員会でも、その後の保護者の説明会でも御意見をいただきまして、この間、事業者と慎重に協議を重ねてきました。具体的に決定した事項としましては、そもそも春日通りの交差点には本郷小側の交通指導員が配置されております。今回決めたのは、事業者側が特別に手配する見守りのスタッフ配置をいたします。これは壱岐坂通りの交差点をメインに配置をいたします。それ以外にも育成室職員が登室経路上で、適宜、見守りを行うほか、児童への交通安全教育、こういうのもこれまで以上に徹底をしていきたいというふうに考えています。まずは、今言った取組を、1学期の間、重点的に対策を徹底して、児童の安全確保については努めてまいりたいと考えております。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 お答えありがとうございます。推移を、安全が確保されるように努力を引き続きお願いをしておきたいと思います。対応ありがとうございます。

待機の解消については、だから、より加速させるために、やはりこの際、区立直営のもの

をつくるということも加味した加速化プランにバージョンアップすることはやっぱり必要だと思いますので、その点については申し上げておきたいと思います。

○板倉委員長 それでは、報告事項6を終了いたします。

続きまして、報告事項7についての御質問ある方。

吉村委員。

○吉村委員 簡潔に。まず、今回改修、老朽化で改修ということなんですけれども、一つ目、改修により機能が向上する点があったら教えてくださいという点と、あと、代替施設への移転ということで、柳町児童館の代替事業では、月曜日から金曜日、代替場所の都合もありまして、月曜日から金曜日となっているんですけれども、今回の白山東児童館の代替事業は、ぜひ土曜日もやってほしいなという思いがあるんですけれども、その点いかがでしょうか。

○板倉委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 白山東の改修で機能が向上する点とは、例えば物理的なバリア、こういったものの除去、大分古い建物ですので、そういった除去はもちろんですけども、トイレの洋式化ですとか、あとは幼児コーナーというのがあるんですが、その区分けと区画化ですね、それから、夏の暑さ対策のためにプレーヤード、屋外のプレーヤードがあるんですが、その寒冷紗の設置など、あらゆる面で利用者にとっては使い勝手が向上するものでございます。

代替事業の実施日でございますけれども、現在調整中ではありますが、児童館代替施設が誠之小と、このたびの誠之第三育成室もすごく近隣にございますので、また、白山東児童館は、区内16館の児童館の中でも2番目に高い利用実績がございますから、そういったものを全てトータルで勘案しまして、現在と同様に土曜日も開館する予定で調整を進めてまいりたいと考えております。

○板倉委員長 吉村委員。

○吉村委員 すいません、ありがとうございます。今、改修で物理的なバリア除去とかもあるとか、暑さ対策とかいろいろありまして、利用者のすごい利便に資するようなすごいいい環境になるのかなと思いましたので、引き続きよろしくをお願いします。

あと、土曜日開会ということ、あ、開館ということで、すごいほっとしました。ぜひよろしくをお願いします。

○板倉委員長 よろしいですか。

上田委員、時間がぎりぎりなのですが、どうしてもでしょうか。

（発言する人あり）

○板倉委員長 よろしいですか。

じゃあ、以上で報告事項7を終了いたします。

午後3時から研究会を開催いたしますので、委員の皆様は3時までに第二委員会室にお集まりください。

午後 2時30分 休憩

午後 3時00分 再開

○板倉委員長 皆様おそろいですので、委員会を再開したいと思います。

それでは、ただいまから、研究会を始めます。

（研究会の開催内容については正式版にて掲載）

○板倉委員長 それでは、本日の委員会記録については、委員長に御一任をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○板倉委員長 ありがとうございます。

令和7年5月の閉会期間中における継続調査について、こちらは議長に申し入れることといたします。

令和7年6月定例議会の資料要求についてですが、4月の25日、金曜日を締切りとさせていただきます。

○板倉委員長 以上で、子ども・子育て支援調査特別委員会を閉会をいたします。

午後 5時01分 閉会